

第2次中央市長期総合計画

実り豊かな生活文化都市

第2次中央市長期総合計画

2018年度～2027年度

実り豊かな生活文化都市





市長あいさつ

中央市は、平成 18 年 2 月の市制施行から 12 年が経過しました。市としてはじめての総合計画となった「第 1 次中央市長期総合計画」は平成 20 年 3 月に策定し、その将来像を実現するため、4 つの基本理念のもとまちづくりに挑んでまいりました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行や東日本大震災に代表される大規模自然災害の発生、経済のグローバル化など社会情勢の変化は目まぐるしく、行政を取り巻く環境もまた、地方分権の進展や多様化・複雑化する市民ニーズなど、大きな変化に直面してきました。

本市においても例外ではなく、その速度は比較的穏やかなものの人口減少・少子高齢化は進行し、地域活力の低下が大きな課題となりつつあります。このため、人口減少・少子高齢化に対応し長期にわたって活力ある「まち」を持続すべく、平成 28 年 3 月に「中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

その一方で、平成 39 年に東京一名古屋間の先行開業が予定されているリニア中央新幹線について、本市は建設される「山梨県駅(仮称)」に隣接し、首都圏・中京圏・関西圏の三大都市圏へのアクセス環境が飛躍的に向上することで産業の振興や観光の活性化、多様なライフスタイルの実現などが見込まれ、本市の未来を創る大きな契機として期待されています。

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点から市の将来像を明確に設定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、また、合併からの 10 年で培われた中央市の良さをより生かしたまちづくりをこれからも着実に実現していくために、向こう 10 年間の新たなまちづくりの方針となる第 2 次中央市長期総合計画を策定いたしました。

本計画では、大きな柱のひとつに「市民参加による協働のまちづくり」を掲げております。これまで、地域や関係者の皆様のご協力のもと、市民との協働による自治体運営を進めてまいりましたが、今後、より一層のご理解とご協力を賜り、市民の皆様と行政の強力なパートナーシップによるまちづくりを推進し、「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました中央市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

中央市長

田中久雄

基本構想

第1章 総合計画について

- 1 計画策定の趣旨……………6
- 2 基本構想について……………6
- 3 計画の構成と期間……………7
- 4 時代の潮流……………8

第2章 市のすがた

- 1 市の概要……………10
- 2 人口動向……………11
- 3 産業動向……………12

- 4 土地利用の概況……………15
- 5 市民アンケートより……………16
- 6 主な地域課題……………20

第3章 基本構想

- 1 まちの将来像……………24
- 2 まちづくりの基本理念……………25
- 3 将来人口……………26
- 4 土地利用の基本方針……………27
- 5 まちづくりの基本方針……………28

前期基本計画

基本政策 1 賑わいと交流の生まれるまちづくり

- 基本施策(1)産学官連携の商工業振興……………38
- 基本施策(2)強みを活かした農林業の推進……………40
- 基本施策(3)魅力ある地域観光資源の活用……………43
- 基本施策(4)リニア中央新幹線開業に向けて……………46

基本政策 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり

- 基本施策(1)安心して出産・子育てができるまち……………48
- 基本施策(2)高齢者や障がい者にやさしいまち……………52
- 基本施策(3)健康で元気に暮らせるまち……………56

基本政策 3 誇りと愛着の持てるまちづくり

- 基本施策(1)未来を担う人材の教育・育成……………58
- 基本施策(2)生涯を通して学ぶ社会の推進……………62

基本政策 4 安全で快適な住みやすいまちづくり

- 基本施策(1)暮らしやすい交通環境の整備……………66
- 基本施策(2)快適で魅力ある住環境の充実……………68
- 基本施策(3)環境に配慮した地域社会の実現……………72
- 基本施策(4)安全で安心して暮らせるまち……………74

基本政策 5 市民参加による協働のまちづくり

- 基本施策(1)市民が主役のまちづくり……………78
- 基本施策(2)多様な文化との共生と交流……………80
- 基本施策(3)効率的・効果的な行財政運営……………82

- 資料編……………89

第2次中央市長期総合計画

基本構想

第1章 総合計画について

1 | 計画策定の趣旨

中央市は、平成28年に市制施行10周年を迎えました。「新市将来構想」や「新市建設計画」に基づいて策定された「第1次中央市長期総合計画」では、平成20年度からの10年間を計画期間とし、新しい中央市としての基盤を固め、行政サービスの向上や市の一体感の醸成を図るための施策を展開してきました。

この間、東日本大震災、熊本地震や各地を襲った集中豪雨では、甚大な自然災害が発生しました。一方、リーマンショックに端を発した世界同時不況は、地方の地域経済にまで影響を与え、経済のグローバル化を印象付けました。また、社会動向としては、少子高齢化による人口減少が進み、政府は各市町村に人口ビジョン・総合戦略の策定を義務付け、地方創生を国策として位置付けています。

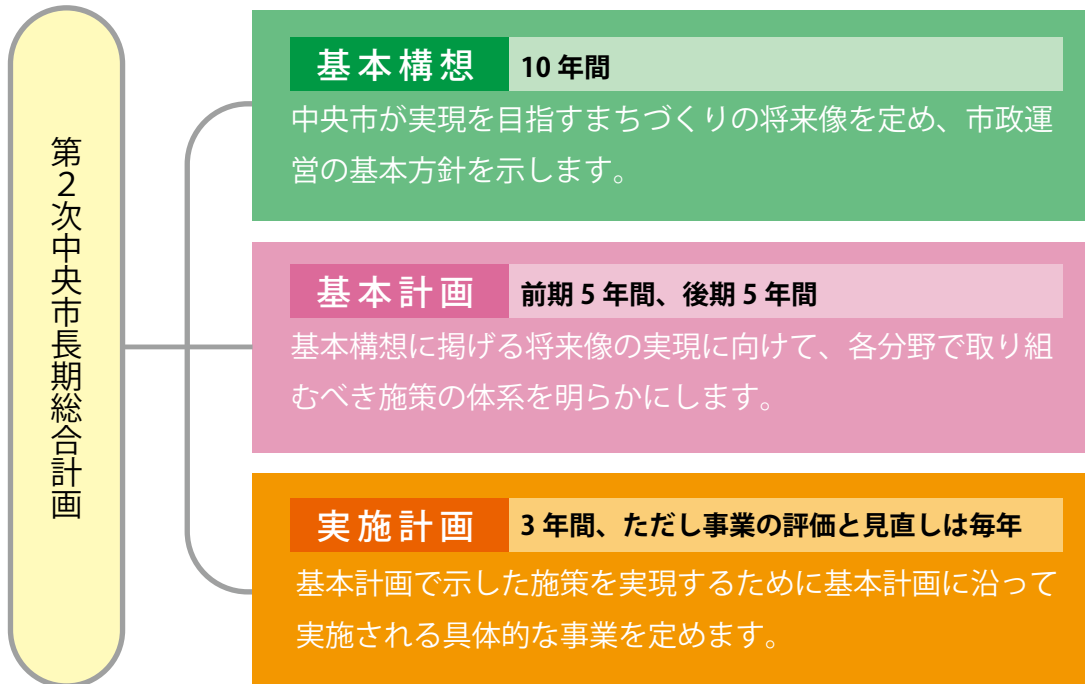
今後の10年間では、中部横断自動車道の全線開通、リニア中央新幹線の東京一名古屋間の営業運転が予定されており、首都圏はもとより中京圏までの交通インフラに大きな変化をもたらします。これは、本市における人口増減、産業構造を中心に地域経済にも大きな影響を与えることとなります。大きく変わりゆく次代の10年を見据え、今後の中央市の将来像を掲げ、合併から10年で培われた本市の良さを生かしたまちづくりをこれからも着実に実践していくために、平成30年度からの10年間を計画期間とする「第2次中央市長期総合計画」を策定します。

2 | 基本構想について

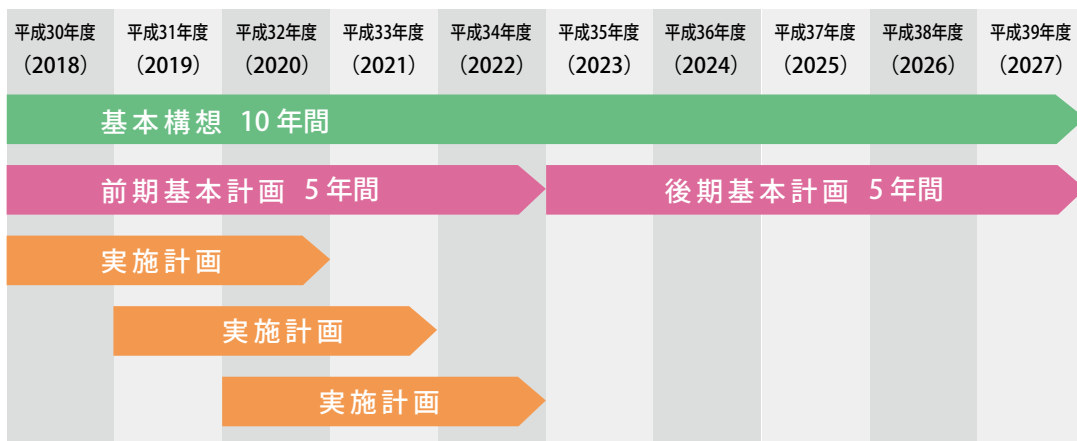
長期総合計画における基本構想については、地方自治法において「市町村は、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならない。」とされてきましたが、平成23年の改正により義務化は廃止されました。本市では中央市総合計画策定条例において本計画を市の最上位の計画として、また基本構想を将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向並びに市民との協働によるまちづくりについての基本的な指針として定めるものとしています。

3 | 計画の構成と期間

「第2次中央市長期総合計画」は、まちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」、施策を体系的に示した「基本計画」、具体的な事業を実施する「実施計画」により構成します。



計画期間



※実施計画はローリング方式により、毎年度見直しを行います。

4 | 時代の潮流

第2次中央市長期総合計画を策定するにあたり、本市が抱えるさまざまな課題に対し、解決を図っていくためには、我が国を取り巻いている社会経済情勢を的確に把握する必要があります。

「人口減少と高齢化」、「安全と安心」、「環境とエネルギー」、「リニア中央新幹線」、「住民と協働する行政」の5つの視点から現在を整理します。

1) 人口減少と高齢化

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じました。晩婚化や女性の社会進出、ライフスタイルの多様化などを背景とした少子化と健康志向や医療技術の発達などによる高齢化の進行が、労働力の減少や経済活力の低下をもたらす一方で、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は、「人口ビジョン・総合戦略」を策定し、東京一極集中の是正や若年層の就労・結婚・子育て支援、移住・定住や交流人口の増加に向けて、全国的に取り組んでいます。

2) 安全と安心

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を東北地方にもたらしました。最近では、熊本地震や全国各地で発生した局地的な豪雨、また近い将来に発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震などを踏まえ、防災・減災への意識が高まっています。さらに、安全安心な暮らしを脅かすものは自然災害だけでなく、犯罪・テロ・交通事故・個人情報漏洩・感染症・食品問題など、多岐にわたっています。

こうした状況に対し、「自助・共助・公助」のそれぞれの対応力を高めるとともに、相互の連携体制の強化を図り、安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

3) 環境とエネルギー

温室効果ガスの排出による地球温暖化や、フロンガスによるオゾン層破壊、無秩序な伐採による森林減少などの環境破壊は、農作物や生態系への悪影響、異常気象の誘因など、地球規模の問題として大きな課題となっています。また、PM 2.5 などによる大気汚染は、人体への影響も懸念されています。

さらに、東日本大震災の発生は、環境問題とエネルギー問題を同時に考える大きなきっかけとなり、省エネルギーへの一層の取り組みや太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーに高い関心が集まっています。

4) リニア中央新幹線

リニア中央新幹線は、東京から大阪の全線開業を平成 49 年（2037 年）とし、東京（品川駅）から名古屋駅までは、平成 39 年（2027 年）に先行開業を目指して整備が進められています。このリニア中央新幹線が整備され開業すると、現在特急列車で約 90 分を要している東京（品川）－甲府間は約 25 分で結ばれ、また甲府－名古屋間は約 40 分となることから、アクセス時間が大幅に短縮されることになります。これにより、首都圏や中京圏を中心に交流圏が拡大し、新たな企業や事業所の立地、産業の創出、移住者の増加、観光客の増加など、地域の活性化に向けた大きなチャンスとされる一方、大都市に「ヒト、モノ、カネ」などが吸い寄せられるストロー現象が懸念されています。

5) 住民と協働する行政

少子高齢化や個人の価値観・ライフスタイルの変化、また行政に対する住民ニーズの多様化・高度化により、地域社会の課題はますます複雑かつ多様化しています。これらの課題解決について、公平かつ画一的な従来の行政サービス・行政事業だけでは対応しきれなくなっています。これからは、住民一人ひとり、あるいは地域活動団体や民間事業者と行政が協働することにより、行政だけでは困難な地域課題の解決に向け、柔軟に対応する新しい取り組みが不可欠となります。

また、地域の間人関係が希薄化していく中で、地域防災やボランティア活動、イベント開催、清掃活動など共助の取り組みが求められています。

第2章 市のすがた

1 | 市の概要

本市は、山梨県のほぼ中央に位置し、釜無川、笛吹川をはじめ、数多くの河川が流れ、田園風景と里山などの豊かな自然環境に恵まれた風景が大きな特徴となっています。肥沃な土地では、トマト、なす、きゅうり、スイートコーンなどの農産物の栽培が盛んで、県内でも有数の生産地となっています。

その一方で、都市機能を併せ持っており、山梨大学医学部附属病院や大型商業店、流通団地、国母工業団地や山梨県食品工業団地など、県内有数の商工業集積地として立地しています。また、JR 身延線や新山梨環状道路、都市部を連結する中央自動車道などのインターチェンジに近接していることから交通の要衝となっています。さらに、平成 39 年 (2027 年)には先行開業が予定されているリニア中央新幹線の「山梨県駅(仮称)」が本市に隣接することから、都市空間と自然環境が調和した賑わいとやすらぎが感じられるまちとなっています。

このような立地条件にあることから、全国 814 都市を対象とした「住みよさランキング 2017」では、総合で第 32 位、利便度においては第 8 位と、全国でも住みやすいと評価されています。

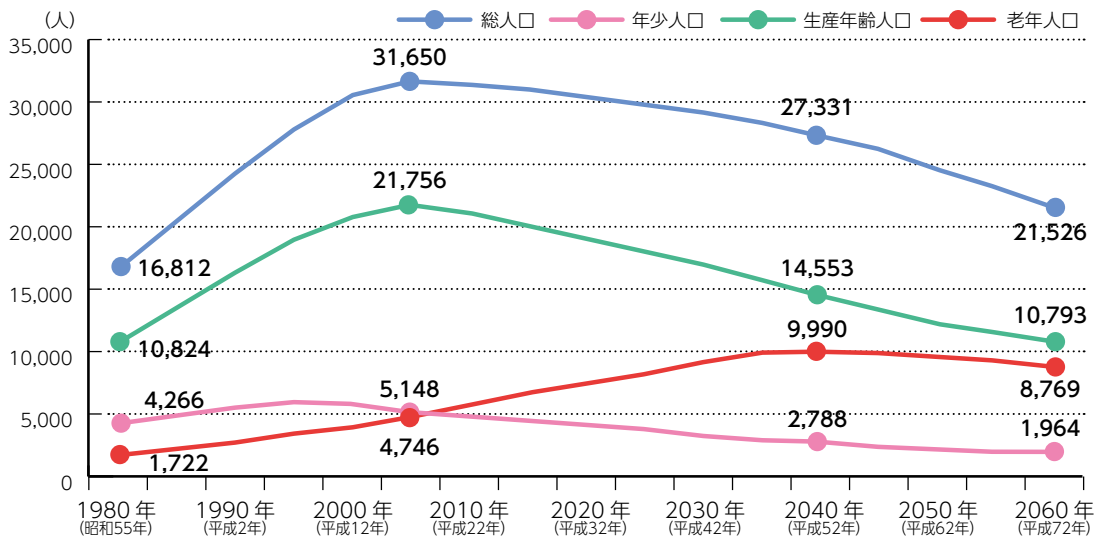


2 | 人口動向

本市の総人口の推移と将来推計について、国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計から見てみると、昭和55年に16,812人（合併前の3町村の合計）だった総人口は増加を続け、平成17年には31,650人となりました。その後は減少に転じ、平成52年（2040年）に27,331人、平成72年（2060年）には21,526人と予測されています。

本市の人口を年齢3区分別の推移で見ると、生産年齢人口は総人口と同じく、平成17年までは増加しましたが、その後は減少に転じ、将来的にも減少していくことが予測されています。年少人口は平成2年以降は減少に転じ、平成22年には老年人口を下回る結果となりました。一方で老年人口は、平成57年（2045年）まで増加し続け、その後は緩やかに減少していくと予測されています。

総人口および年齢3区分別人口の推移と推計



	1980年 (昭和55年)	2005年 (平成17年)	2040年 (平成52年)	2060年 (平成72年)
総人口	16,812人	31,650人	27,331人	21,526人
年少人口	4,266人	5,148人	2,788人	1,964人
生産年齢人口	10,824人	21,756人	14,553人	10,793人
老年人口	1,722人	4,746人	9,990人	8,769人

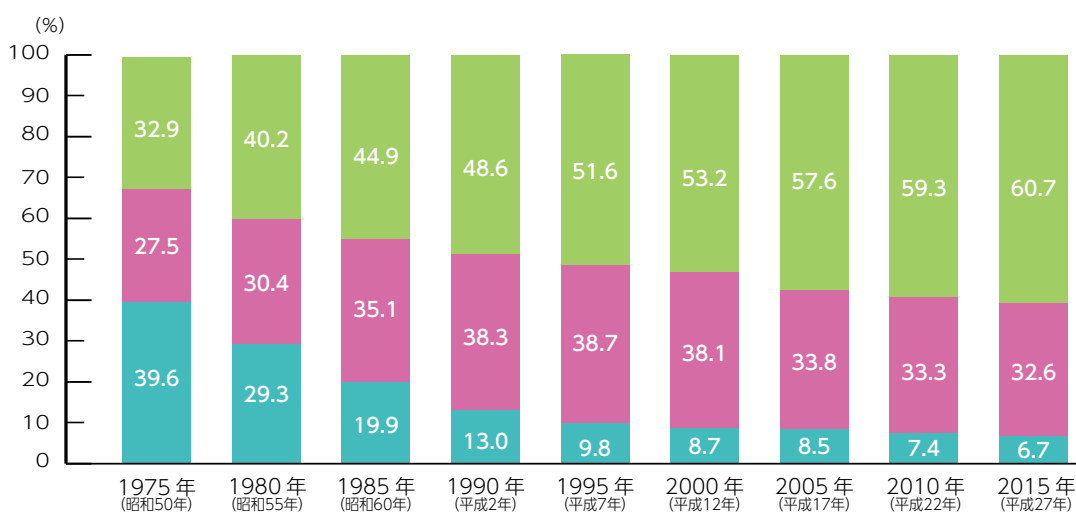
【出典】国勢調査及び住民基本台帳人口移動報告（平成27年（2015年）以降については社人研推計）

3 | 産業動向

1) 産業別就業人口構成比の推移

本市の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が平成7年の調査で10%を割り込み、その後も減少を続けています。一方で、第3次産業は増加を続け、平成7年の調査で50%を超えるとその後も増加を続け、平成27年の調査では60%を超える結果となりました。

産業別就業人口構成比の推移



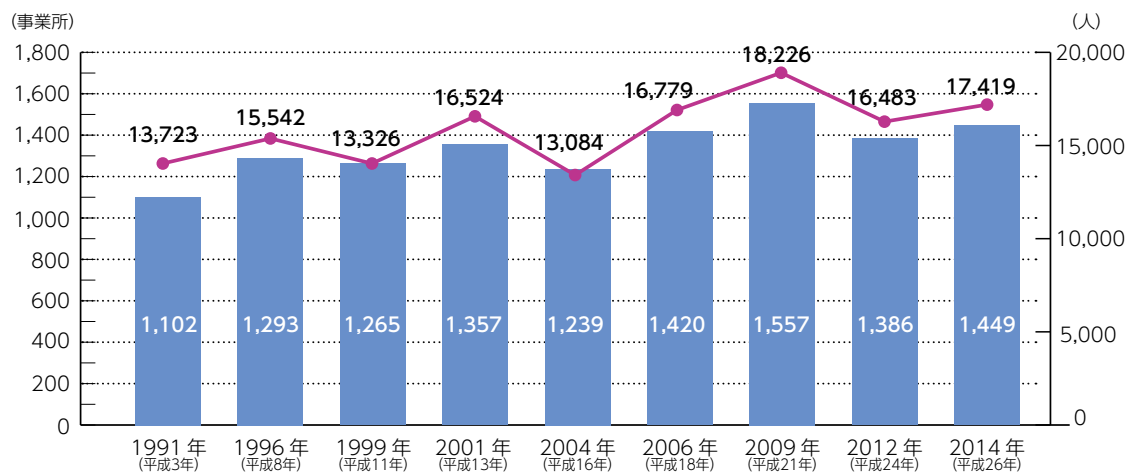
【出典】 国勢調査

■ 第3次産業 ■ 第2次産業 ■ 第1次産業

2) 民間事業所数及び従業者数の推移

民間の事業所数と従業者数は、増減を繰り返しており、平成3年から平成26年の期間では347事業所が増加し、従業者数は3,696人の増加となっています。

民間事業所数及び従業者数の推移



【出典】 山梨県事業所企業統計調査報告

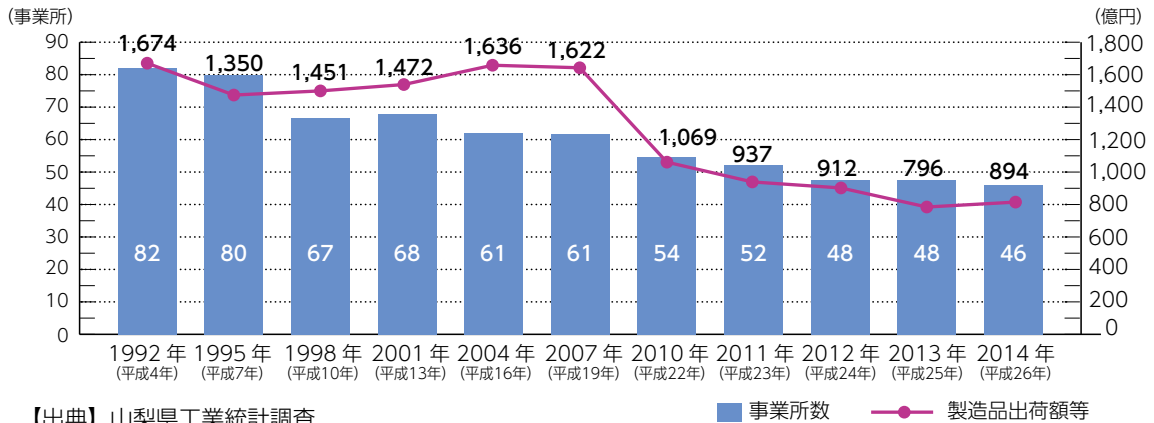
■ 事業所数 ● 従業者数

3) 製造業の事業所数及び出荷額の推移

製造業の事業所数は、減少傾向が続いています。平成4年から平成26年では36事業所が減少しています。

製造品出荷額等については、平成16年までは増加傾向でしたが、それ以降は減少傾向に入り、平成26年は平成16年と比較すると4割以上減少しています。

製造品出荷額等の推移



【出典】山梨県工業統計調査

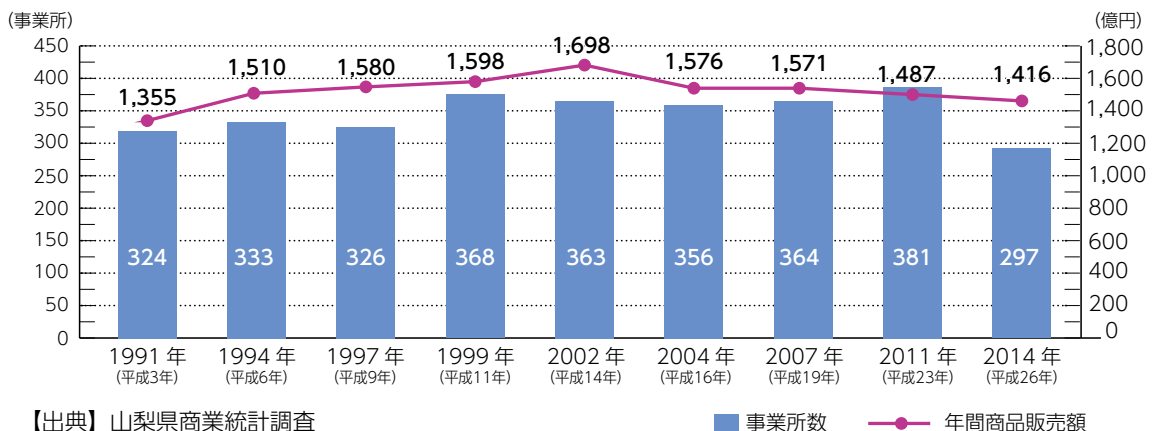
※ 製造品出荷額等：1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。(経済産業局工業統計調査用語の解説より)

4) 販売業等の事業所数及び販売額の推移

商業関係の事業所数は、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成23年から平成26年の3年間で大きく減少しています。

年間商品販売額では、平成14年まで増加傾向でしたが、その後は減少しています。

年間商品販売額の推移



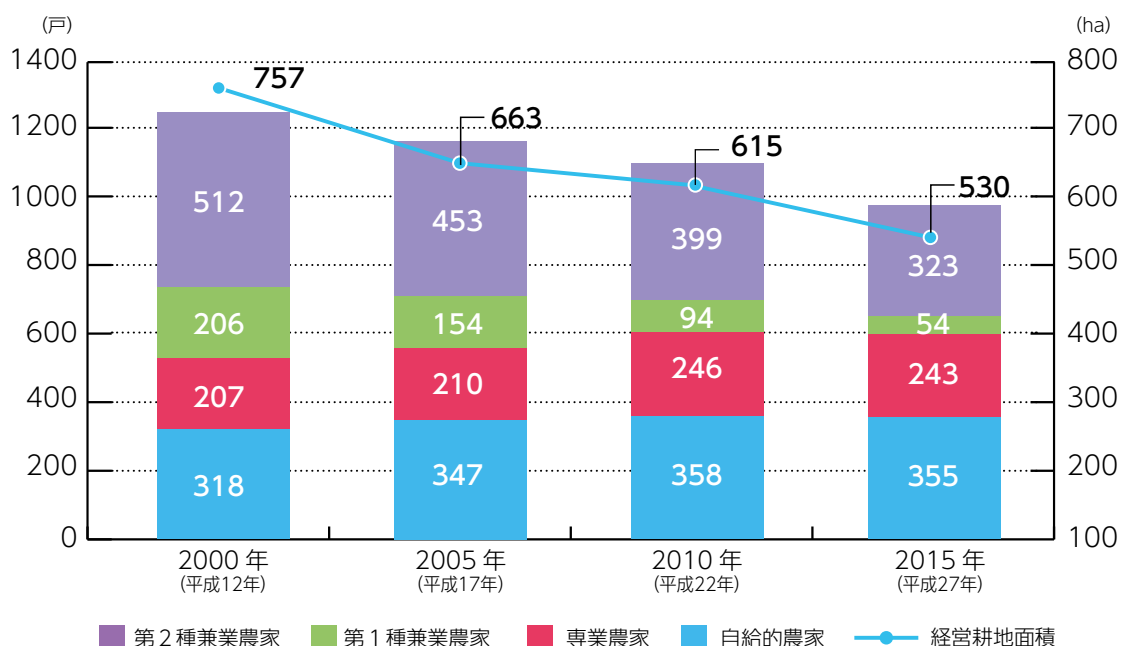
【出典】山梨県商業統計調査

5) 農家数及び経営耕地面積の推移

平成12年と平成27年を比較すると、自給的農家及び専業農家については増加していますが、第1種兼業農家及び第2種兼業農家が大幅に減少しており、総農家数としては減少傾向にあります。

経営耕地面積についても年々減少しており、平成12年から平成27年にかけて、約3割減少しています。

農家数と経営耕地面積の推移



区分	総農家数 (戸)	自給的農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	経営耕地面積 (ha)
2000年 (平成12年)	1243	318	207	206	512	757
2005年 (平成17年)	1164	347	210	154	453	663
2010年 (平成22年)	1097	358	246	94	399	615
2015年 (平成27年)	975	355	243	54	323	530

【出典】 山梨県農林業センサス

※ 第一種兼業農家：農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家を指す。

※ 第二種兼業農家：兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家を指す。

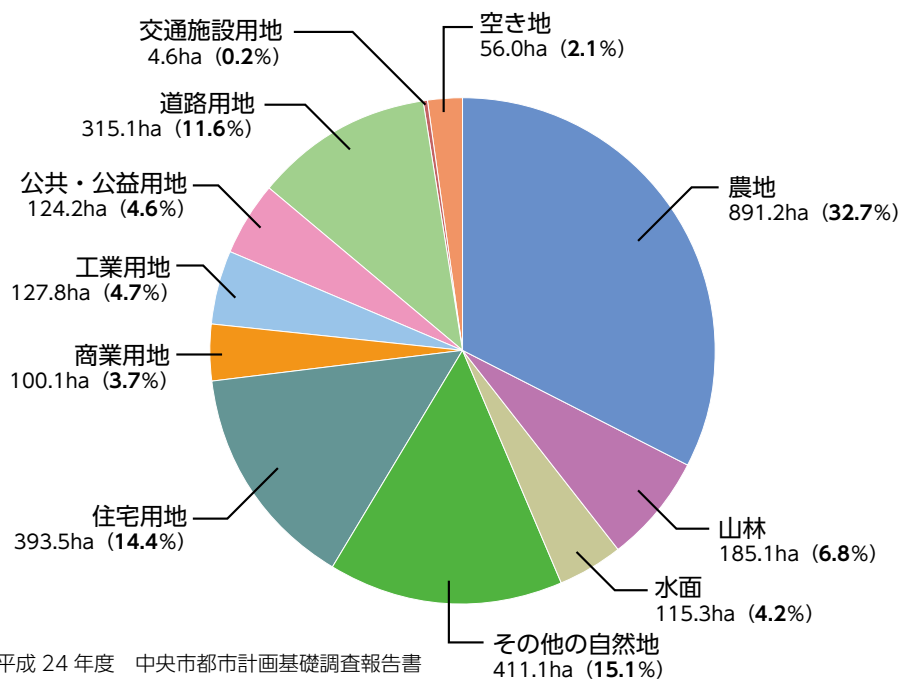
(農林水産省農林業センサス 基本統計用語等より)

4 | 土地利用の概況

本市の土地利用状況を構成比で見ると、「農地」が最も多く32.7% (891.2ha)、次に「その他の自然地」が15.1% (411.1ha) となり、続いて「住宅用地」14.4% (393.5ha)、「道路用地」11.6% (315.1ha) となっています。

「農地」、「山林」、「水面」、「その他の自然地」を合わせた「自然的土地利用」が58.8% (1,602.7ha) となっています。

土地利用の現況



【出典】平成24年度 中央市都市計画基礎調査報告書

都市計画区域の土地利用状況 (単位：ha)

	農地	山林	水面	その他の自然地	住宅用地
甲府都市計画区域	568.0	3.8	90.8	269.0	308.0
笛吹川都市計画区域	323.2	181.3	24.5	142.1	85.5
合計	891.2	185.1	115.3	411.1	393.5

	商業用地	工業用地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	空き地	合計
甲府都市計画区域	90.9	106.0	105.3	232.8	4.5	51.9	1831.0
笛吹川都市計画区域	9.2	21.8	18.9	82.3	0.1	4.1	893.0
合計	100.1	127.8	124.2	315.1	4.6	56.0	2724.0

※都市計画区域外地域は含まない

5 | 市民アンケートより

計画を策定するにあたり、その基礎資料とするために市民アンケートを実施しました。その結果の抜粋を以下に示します。

1) 調査概要

対象者 18歳以上の中央市民から無作為抽出
調査期間 平成29年1月19日(木)～2月6日(月)
配布数 1,975票
有効回答数 973票(有効回答率49.3%)

2) 調査結果

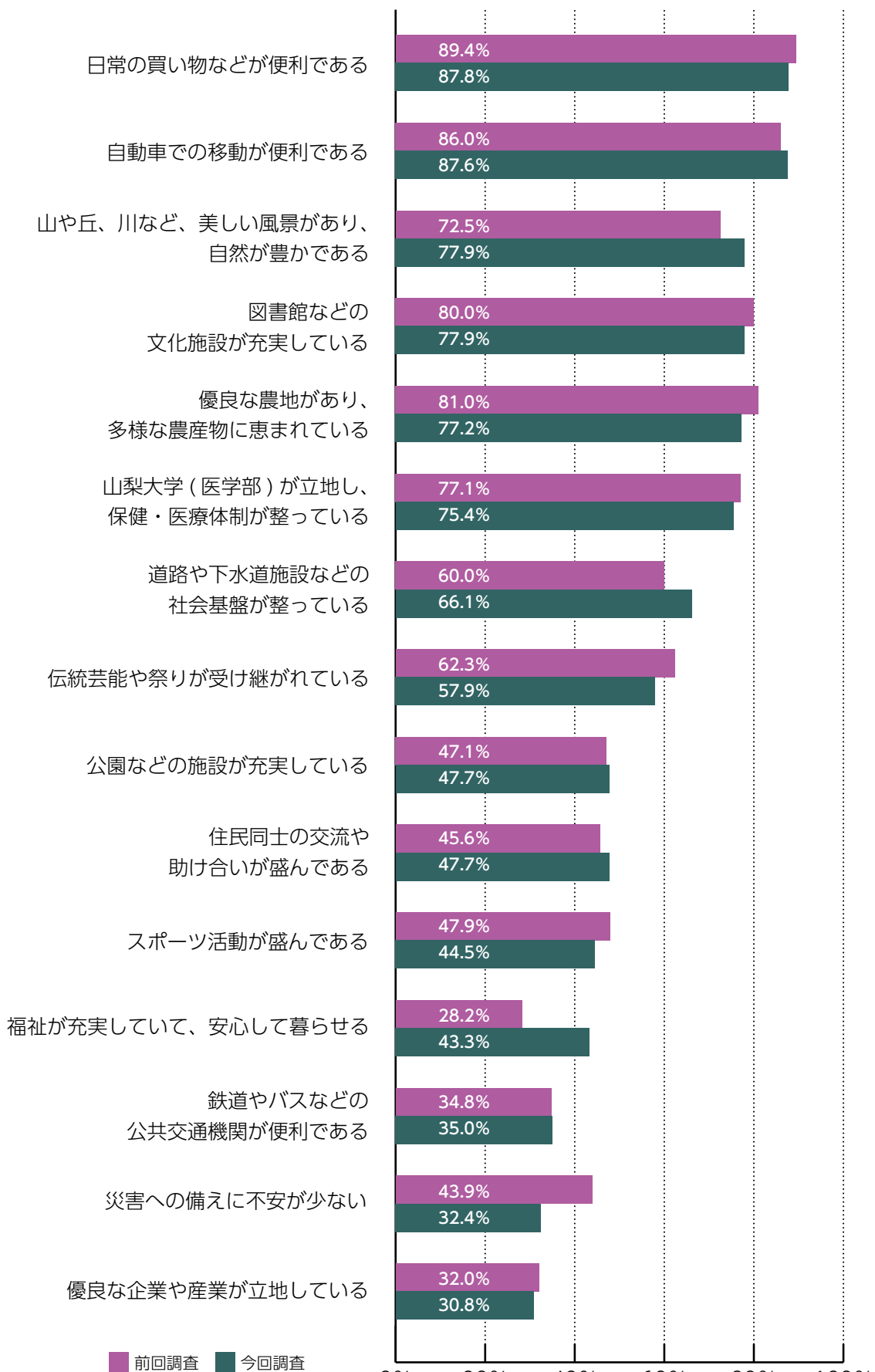
① 本市の魅力

本市の魅力については、「日常の買い物などが便利である」、「自動車での移動が便利である」、「山や丘、川など、美しい風景があり、自然が豊かである」が上位を占めました。「買い物」、「自動車での移動」といった日常の利便性が高く、自然も豊かであることを魅力として感じていることが読み取れます。

一方で、「優良な企業や産業が立地している」、「災害への備えに不安が少ない」、「鉄道やバスなどの公共交通機関が便利である」は低い評価となりました。



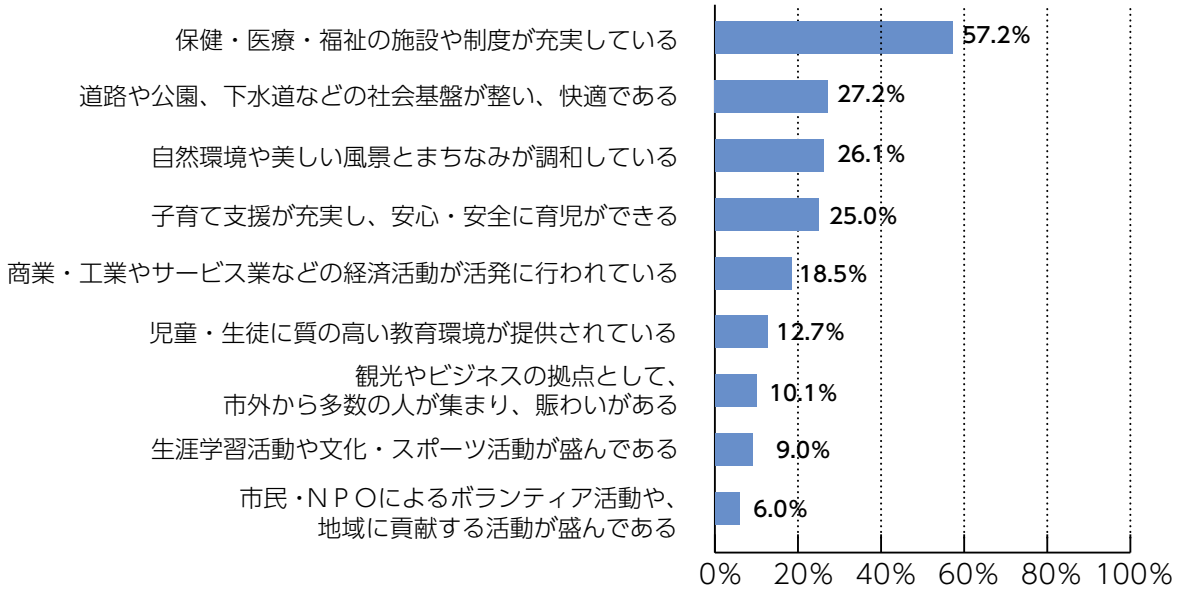
本市の魅力



② 10年後にのぞむ姿

10年後にのぞむ姿としては、「保健・医療・福祉の施設や制度が充実している」が最も多く、続いて、「道路や公園、下水道などの社会基盤が整い、快適である」、「自然環境や美しい風景とまちなみが調和している」という結果となりました。

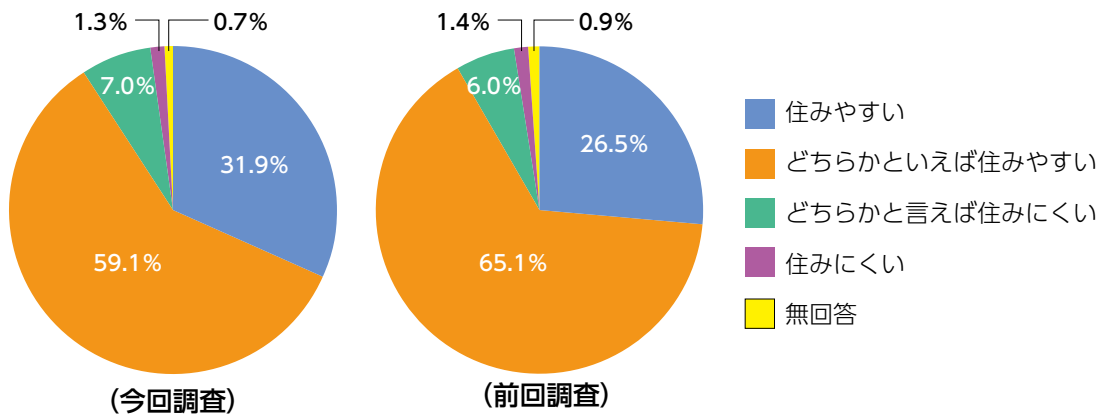
10年後にのぞむ姿



③ 中央市の住みやすさ

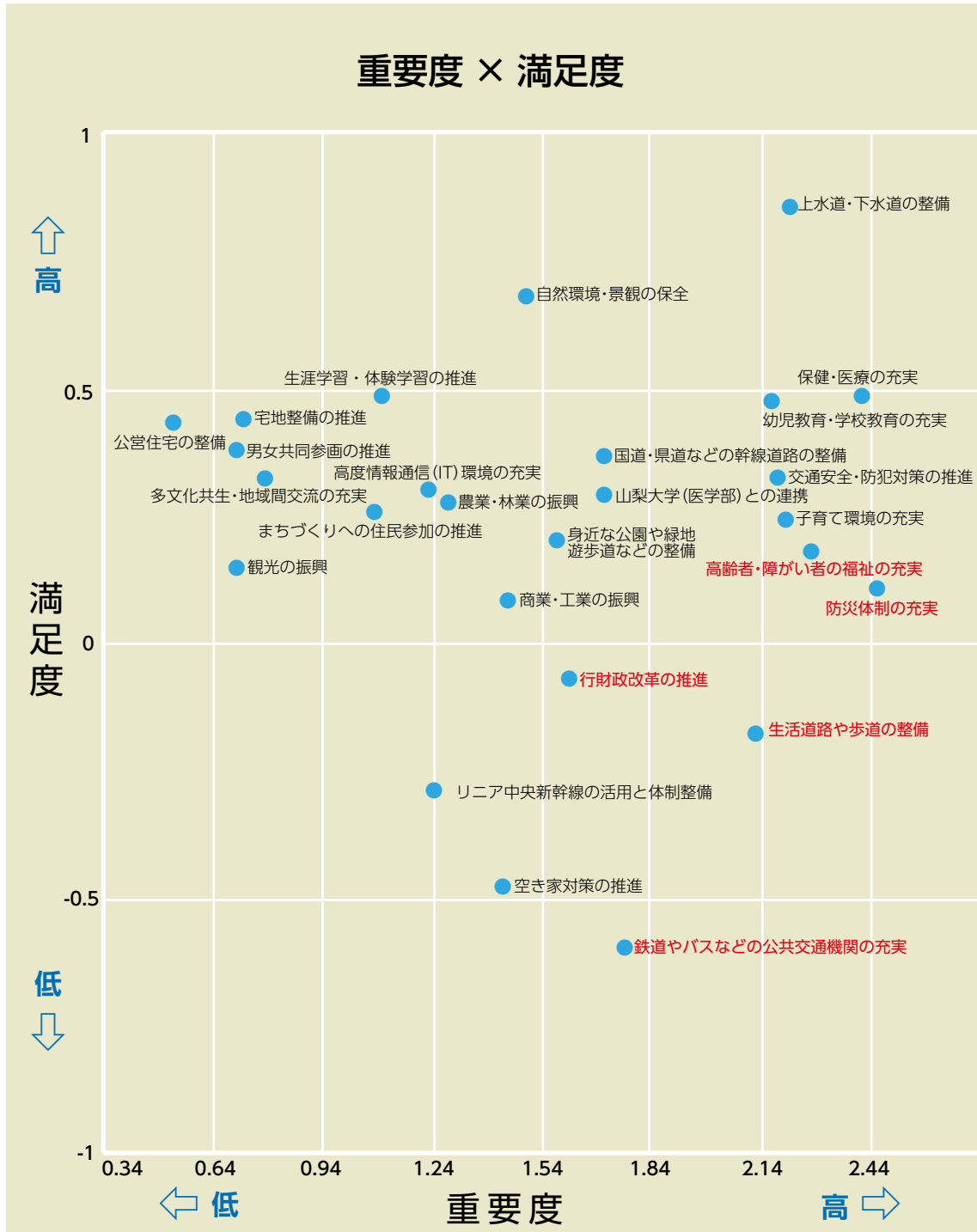
本市の住みやすさについては、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合わせると91.0%となりました。前回調査においても91.6%であり、ほぼ同様の結果となりました。

中央市の住みやすさ



④ 施策の重要度と満足度

施策の重要度と満足度に関する調査結果では、重要度が高く、満足度が低い項目として、「鉄道やバスなど公共交通機関の充実」、「生活道路や歩道の整備」、「行財政改革の推進」、「防災体制の充実」、「高齢者、障がい者の福祉の充実」などが挙げられます。これらの施策について重点的な取り組みが求められています。



6 | 主な地域課題

1) 人口減少と少子高齢化について

地域の活力や安定的な行政サービスを維持するためにも、人口減少と少子高齢化への対応は最重要課題となっています。産業振興による雇用の創出や充実した子育て支援に取り組み、若い世代の移住・定住を図らなければ地域のコミュニティ機能が益々低下していくことになります。

また、今後増加していく高齢者に対しては、生きがいつくりや健康長寿の取り組み、福祉サービスの充実など、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

2) 安全・安心な暮らしについて

近年多発する自然災害により、全国的に防災意識が高まっています。本市でも市民アンケートにおいて、主な取り組みに対する重要度と満足度を聞いたところ、「防災の充実」が重要度として最も高い結果となりましたが、満足度は低い結果となりました。

また、「交通安全・防犯対策の推進」も重要度が高く、満足度は決して高くない結果となっています。自助・共助・公助の意識醸成を図り、それぞれが連携して防災、防犯、交通安全対策に取り組み、日常生活における安全を担保し、安心して生活できる環境づくりが必要となります。



3) 市内雇用の促進について

市内における雇用の促進は、移住・定住対策のみならず、地域経済の活性化や市財政の健全化においても重要な要素となります。

市民アンケートによると、本市の魅力のうち、「優良な企業や産業が立地している」は、最も低い評価となり、また、転出をしたいと考える人の理由として、「働きがいのある職場が少ないから」が最も多い結果となりました。

本市は、県内有数の商工業の集積地であり、既存の高速道路網に加えて、今後は中部横断自動車道の全線開通とリニア中央新幹線の営業運転の開始が計画されています。この生活環境の変化を活かして、企業誘致や企業の育成を進め、市内雇用の促進を図っていく必要があります。



4) 行財政運営について

多様化する市民ニーズや社会環境の変化に合わせ、事務事業の評価・見直しや職員の適正配置、公共施設の整理・統合、用途変更などの効率的な行政運営に取り組む必要があります。また、厳しさを増していくことが予測される財政収支の均衡を保ちながら、限られた財源を実施効果の高い施策や将来構想の中で必要な施策に確実に予算配分し、効果の高い施策を展開していく必要があります。

市民ニーズと地域課題に対応した効率的な行財政運営が求められています。

5) 教育の充実と地域の継承について

通学区域の見直しや施設整備などによる教育環境の充実とともに、心豊かな人間性を育むための学校教育の充実に努めていく必要があります。市民アンケートによると、「幼児教育・学校教育の充実」は、市民ニーズとしての重要度が高く、その内容は、「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」が求められています。その一方で、子どもの貧困や教育格差の問題がクローズアップされています。貧困世帯で育つ子どもが、学習や進学で不利な状況に置かれることのないよう、対策を進めていく必要があります。

また、本市には受け継いできた地域の歴史・文化、自然、産業などの誇るべき地域資源が豊富にあります。地域を学び、触れることにより、本市を深く知り、大切に思う心が育まれます。市民一人ひとりが地域に誇りと愛着をもち、心豊かに暮らしていくための取り組みが必要とされています。



6) 快適な住空間の創出について

市民アンケートによると「日常の買い物などが便利」、「自動車での移動が便利」といった評価が高く、今後についても、利便性の高い交通環境の整備が期待されています。その反面、公共交通については、市民ニーズは高いものの満足度は低く、利便性向上のための運用方法の検討を行うなど、環境整備のための取り組みが求められています。

また、田富、玉穂、豊富の3地区の特性を活かし、計画的な土地利用による調和のとれたまちづくりと景観形成、並びに環境に配慮した循環型社会の実現に向けた取り組みが求められています。

7) リニア中央新幹線の開業について

本計画の最終年にあたる平成 39 年（2027 年）には、リニア中央新幹線が東京—名古屋までの間を先行開業し、10 年後の平成 49 年（2037 年）には、大阪まで延伸し、全線開業することが計画されています。

本市は、建設が予定されている「山梨県駅（仮称）」に隣接しており、このリニア中央新幹線の開業を、本市の未来を創る上での大きな契機としなければなりません。特に産業の振興、観光客誘致、移住・定住促進などの分野に与える影響は極めて大きくなることが予想されます。田富地区は、農業・商工業及び居住地が一体となり、地域の歴史・文化資源を生かしながら、便利で安全な生活環境を提供し、玉穂地区は、山梨大学医学部附属病院を生かした学園都市や医療・健康に関する拠点として、またリニア中央新幹線の「山梨県駅（仮称）」に隣接することから、山梨県の玄関口になり、豊富地区は、自然や里山景観を活かした農業体験や自然との触れ合い拠点となります。

これらの 3 地区の特色を融合させた独自性のあるまちづくりに向けて、これからの政策の中で、「中央市リニア活用基本構想」をもとに、計画的な体制の整備と強化を図っていくことが求められています。



第3章 基本構想

1 | まちの将来像

平成18年2月20日に2町1村が合併して誕生した中央市は、平成29年度を目標年次とする「第1次中央市長期総合計画」を平成20年3月に策定しました。第1次長期総合計画で定めた基本理念のもと、田富、玉穂、豊富の3地区の歴史や文化を大切にしながら、自治力の拠点づくり、暮らしの拠点づくり、やすらぎの拠点づくり、活力と交流の拠点づくりと、4つの「拠点づくり」を基本政策に掲げ、新しいまちづくりを着実に進めてきました。

第2次中央市長期総合計画では、本市が誕生してから、この10年で地を耕し、種を植え、結実させた多くの「実り」を、「豊か」に育むときと位置付けて、5つの「まちづくり」を基本政策に掲げ、まちの将来像を引き続き「実り豊かな生活文化都市」として、このまちすべての人が、豊かで実りある生活ができるまちづくりを目指します。



まちの将来像

実り豊かな生活文化都市

2 | まちづくりの基本理念

中央市市民憲章

中央市は、実り豊かな生活文化都市を目指しています。
わたくしたちは、長い歴史と自然の恵みにはぐくまれた郷土を愛し、心温かく希望にあふれるまちを築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります
- 1 文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります
- 1 元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります
- 1 地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります
- 1 心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります

前文解説

中央市は、すべての市民が豊かで快適に生活できるまち「実り豊かな生活文化都市」を目指しています。「長い歴史と自然の恵み」の部分は、風土に育まれた歴史、伝統などの文化的環境や川や山などの恵まれた自然環境を包括的に表現し、「心温かく希望にあふれるまち」の部分は、市民一人ひとりが思いやりの心を持って、健康で活力あふれる中央市の将来像を表現しています。

本文解説

【緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります】

自然、環境の観点から、恵まれた自然環境に感謝しながら、美しい自然を守り、やすらぎのあふれるまちをつくることを表現しています。

【文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります】

教育、文化の観点から、先人が築いた文化と伝統を大切に受け継ぎ、未来に向けて夢あるまちをつくることを表現しています。

【元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります】

労働、生産の観点から、市民誰もが労働意欲を持ち、希望と活力あふれる力強いまちをつくることを表現しています。

【地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります】

道徳、心構えの観点から、互いを尊重し、やさしさあふれ安心して暮らせるまちを共に創りあげることが表現されています。

【心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります】

健康、福祉の観点から、市民一人ひとりが健やかに暮らし、思いやりの心を大切にすることを表現しています。

3 | 将来人口

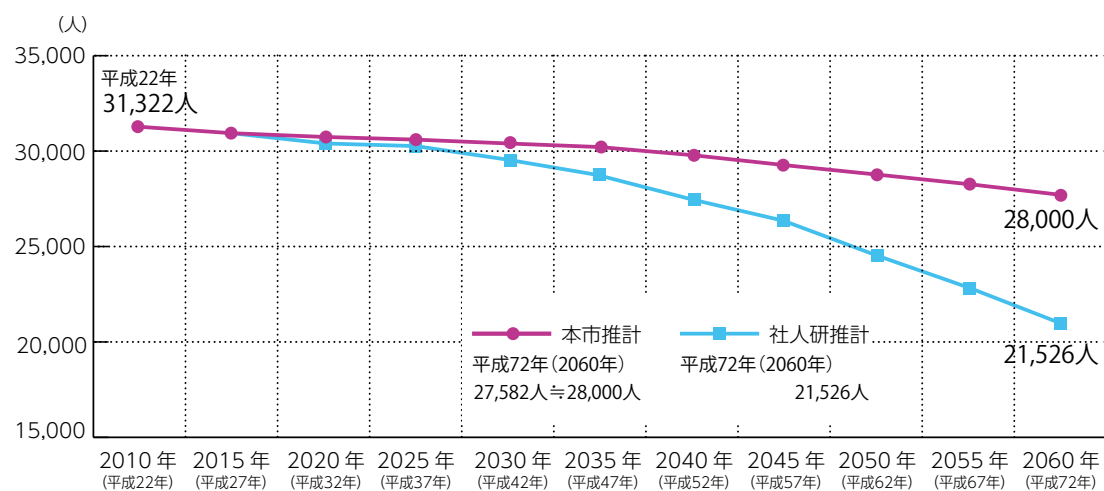
本市の人口は、合併直前の平成 17 年の 31,650 人をピークに、その後は減少に転じ、平成 27 年には 31,124 人となり、10 年間で約 500 人減少しています。

「第 2 章 市のすがた」でも示した社人研の推計によると、本市の人口は今後もゆるやかに減少を続け、平成 72 年（2060 年）には 21,526 人と推計されています。

中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、本市の現状を踏まえた上で、将来展望を示し、今後の人口減少によって生じる諸問題に対する危機意識を市民と共有しつつ、本市の特性や優位性を最大限生かした施策に長期的に取り組むことによって、人口減少を最小限にとどめ、平成 72 年（2060 年）に 28,000 人を維持するとしています。

本計画の将来人口についても、中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンとの整合性を図り、計画期間である平成 39 年（2027 年）の目標人口を 30,700 人とします。

将来人口推計



総人口 (人)	実績値(国勢調査)		目標人口
	平成22年	平成27年	平成39年 (2027年)
	31,322 人	31,124 人	30,700 人

4 | 土地利用の基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通基盤であり、その利用のあり方は、市民の生活や地域の発展と深くかかわることとなります。

市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を実現するため、4つの基本方針に基づき総合的で長期的な視点に立った土地利用を目指します。

1) 自然環境の保全

優良な農地や豊かな山林を保全する観点から無秩序な開発を抑制し、ふるさとの住みよい環境を守り、豊かな自然環境と共生した土地利用を推進します。

2) 地域特性を活かした土地の有効活用

本市が持つ自然や歴史、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民が愛着と誇りを持ち、住みやすさを実感できる郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

3) 安心して暮らすことのできる土地利用

本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあり、市民生活のみならず社会活動が大きく妨げられる危険性があります。市民生活や訪れる人の安全を確保するため、自然災害の防止や防災対策のための基盤整備を実施し、災害に強い安全な土地利用を推進します。

4) 機能的で秩序ある土地利用

中部横断自動車道やリニア中央新幹線の整備に伴い、その周辺や近郊の開発需要が高まることが予想されますが、本市の将来像や長期的な発展方向を見据えつつ、機能的で秩序ある土地利用の形成を推進します。

5 | まちづくりの基本方針

基本政策 1 賑わいと交流の生まれるまちづくり

本市は、山梨ビジネスパークや国母工業団地、山梨県食品工業団地といった産業集積や、県内唯一の卸流通団地である山梨県流通センターが立地するなど、地理的条件を活かした商工業の発展が進んできました。しかしながら、近年は商工業ともに市内の事業所数は減少傾向にあり、市内雇用の維持や地場産業の支援が必要となっています。

一方で、農林業においては、従事者の高齢化や担い手の育成など、第1次産業を取り巻く環境が以前にも増して深刻となっており、農業振興や地域を活性化させる対策が必要となっています。

また、これまでの「道の駅とよとみ」を核とした観光振興に加え、新たな交流人口の確保策としての魅力ある観光資源の発掘と活用が求められています。

10年後のリニア中央新幹線の開業を見据えて、将来にわたって活力のあるまちを継続するため、商工業・農林業の振興と活性化、豊かな地域資源を活かした観光の創出に取り組み、賑わいと交流の生まれるまちをつくります。



基本施策（1）産学官連携の商工業振興

本市の優れた道路交通環境や魅力ある立地環境から、企業誘致を促進し、併せて市内の事業者に対する支援を行います。また、市内雇用を促進させるために、就職相談会の開催や、都市部在住者に対し雇用と移住が一体となった施策を展開します。

市内の既存商店・地域商店の活性化は、商業振興を図る上で重要であることから、空き店舗の有効活用、大型店舗との協働による集客策の検討や支援により市内商業の活性化を図ります。

基本施策（2）強みを活かした農林業の推進

農業に関しては、担い手の育成や確保が最重要課題となります。そのためには、農地の有効活用や農産物のブランド化の推進を図るとともに、生産基盤を整備することが重要になります。経営の効率化を図るために、農業法人の設立や農地の集約化を進めると同時に、農産物の特産品化や6次産業化に取り組む販売面の強化が必要になります。また、都市近郊型農業の強みを生かした農業体験や地産地消にも取り組みます。

林業に関しては、適正な森林施業をはじめ、林道の整備、散策路やハイキングコースの整備を推進します。

基本施策（3）魅力ある地域観光資源の活用

多くの人々が訪れ交流する観光振興に向けて、自然、歴史、文化、食、祭りなど既存の地域資源の活用や、新たな観光資源の発掘を行い、魅力ある観光振興に取り組みます。また、関係機関などと連携を強化し、観光客の受け入れ体制やおもてなしなどの推進並びに他自治体との連携による広域観光圏構想を進めます。

基本施策（4）リニア中央新幹線開業に向けて

リニア中央新幹線の開業は、首都圏及び中京圏へのアクセスが飛躍的に向上することから、移住・定住、二地域居住、交流人口の増加、企業進出など、あらゆる面において活性化の契機となる可能性があります。しかし、一方では「ヒト・モノ・カネ」が大都市に吸い寄せられるストロー現象や、リニア駅周辺及び近郊エリアの無秩序な土地開発といった問題が懸念されます。このことからリニア中央新幹線の開業が本市のより良きまちづくりに繋がるよう、「中央市リニア活用基本構想」に基づき施策を展開します。

基本政策 2 安心で健やかに暮らせるまちづくり

今後予測される人口減少を少しでも緩やかなものにするためには、出生率の向上を図るとともに、若年代を中心とした移住・定住施策を進めていく必要があります。そのため、妊娠・出産・子育てまでの包括的な支援を充実させ、子育てしやすく、若者が住みたくなるようなまちづくりに取り組みます。一方で、高齢者に対しては、いつまでも住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるまちづくりを、また、介護が必要になった高齢者や障がい者に対しては、必要なサービスを必要な時に提供できる福祉が充実したまちづくりに取り組みます。

基本施策 (1) 安心して出産・子育てができるまち

子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めるとともに、幼児教育や保育サービスの充実、家庭での養育機能の向上、子育てに関する相談体制の強化に取り組みます。また、経済的負担の軽減などにより子育て家庭を支援することや、地域全体で子育てを支える環境づくりを強化するなど、総合的な子育て支援に取り組みます。

妊娠・出産・授乳期に関しては、母子保健に関する情報の提供や健診への助成、保健指導や救急医療体制の整備など、体系的、総合的に母子保健行政を推進します。

基本施策 (2) 高齢者や障がい者にやさしいまち

高齢者に対しては、生涯学習やサロン等を通じて、生き生きと暮らせるための介護予防、健康長寿への取り組みを進めます。また、関係機関との連携を強化し、介護サービスの充実に取り組みます。

障がい者支援については、地域社会の相互扶助意識の醸成に努め、ボランティア活動などの活発化を図ります。また、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるように、障がい福祉サービスの質及び量の向上に向けた支援を行います。

基本施策 (3) 健康で元気に暮らせるまち

高齢化の進行に伴う医療費の増加は、医療保険財政をますます圧迫することになります。そのために、特定健康診査などによる病気の早期発見や生活習慣病予防への取り組み、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進など、医療費の削減に向けた取り組みに努めます。また、禁煙・分煙の推進や、効果的な感染症対策、こころの健康づくりに取り組みます。

情報活用能力の向上や理数教育・外国語教育の充実など、子どもたちを取り巻く教育環境は日々変化しており、それらに対応した教育体制の整備が必要となっています。

また、近年は地域における伝統や文化に関する教育、道徳心を重んじた教育など豊かな心を育む教育の充実が求められています。そのため、本市の未来を担う子どもたちの多様な可能性を伸ばし、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましく成長できるように、教育環境の整備を推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域の歴史・文化・自然に触れ、地域を深く知り、理解することで郷土への愛着が持てるように、地域の歴史・文化の継承や保護を図り、市民が生涯を通して学ぶことができる環境づくりを図ります。

基本施策 (1) 未来を担う人材の教育・育成

時代の変化やニーズに応じた学習方法や学校環境を整え、学校・家庭・地域の連携により、学力向上に向けた総合的な取り組みを推進します。

また、地域への愛着を育む取り組みとして、地元の食材を利用した地産地消による食育への取り組みや、地域・自然・歴史・文化などを学ぶ郷土学習、地域資源を活用した体験活動を推進します。

基本施策 (2) 生涯を通して学ぶ社会の推進

市民が生涯にわたって学べる地域の特性を生かした生涯学習の推進や文化創造拠点の整備に取り組みます。また、市民誰もがスポーツに親しめる生涯スポーツの推進や、地域の歴史・文化について理解を深め、文化財への愛護精神を高める取り組みを行います。



基本政策 4 安全で快適な住みやすいまちづくり

これまでに本市では、JR駅の周辺整備や市営コミュニティバスの運行などの公共交通機関に関する施策や計画的な土地開発などについて、市民との協働により取り組んできました。しかし、これらの施策については、重要度が高いという認識の一方で、満足度が低いといった市民の声もあり、市民の視点に立ったまちの整備が必要となっています。

また、地球温暖化や大気汚染などの環境問題が地球規模で広がり、人々の暮らしの中でも環境に関する意識は年々高まっており、それに伴う環境志向のライフスタイルに適合する施策の推進が求められています。

市民が快適で住みやすいまちづくりを目指して、交通環境の整備や景観に配慮した土地利用による住環境の充実を進める一方で、豊かな自然を守るために、生活環境の保全や資源循環型社会の推進に取り組めます。

近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する地震や局地的な豪雨などの自然災害、交通事故や犯罪のニュースが後を絶たず、安心した生活環境に対する市民の関心が高まっています。

本市では、市民・事業者・関係団体との連携を進め、災害に強いまちづくりや防犯対策、交通事故対策に取り組めます。



基本施策（1）暮らしやすい交通環境の整備

市内の地域間を結ぶ道路網整備や生活道路への歩道整備（通学路を含む）などの安全性の向上に取り組みます。また、市民から要望の強い公共交通機関の充実に向けて、効果的な運用方法を検討し、利便性の向上を図る取り組みを行います。

基本施策（2）快適で魅力ある住環境の充実

「中央市都市計画マスタープラン」に基づいた土地開発や土地利用に取り組みます。また、「中央市都市公園条例」により、市民の憩いの場や防災拠点としての機能を持つ公園・広場の整備を行います。

上下水道事業については、市民が安全かつ安心してサービスを受けられるように、施設の計画的な維持・改修、水質検査に取り組みます。

基本施策（3）環境に配慮した地域社会の実現

不法投棄や環境汚染を防ぐために、関係法令に基づき、規制・指導を行うとともに、個人、事業者への啓発活動を行います。また、ゴミの減量化や分別回収に積極的に取り組みます。

基本施策（4）安全で安心して暮らせるまち

市民、事業者、関係団体との連携を図るとともに、庁内体制を強化して、災害に強い体制の整備に取り組みます。また、地域における災害対応力を高めるために、地域リーダーの養成、防災訓練の内容充実、地域と行政相互の情報共有、防災知識の普及、住宅の耐震化などの取り組みを進めます。

交通安全対策については、施設整備や危険箇所の解消、市民の交通安全意識の高揚に向けた取り組みを行います。また、防犯対策については、警察、関係団体、自治会などとの相互連携による防犯体制の確立に努めます。



基本政策 5 市民参加による協働のまちづくり

地方分権が進展し、市民と行政の良好なパートナーシップのもとに、地域が自主性、主体性を持った多様なまちづくりを行っていくことが求められている一方で、厳しさを増す財政状況のなか、多様化する市民ニーズに対応した行財政運営をどのように行うかが大きな課題となっています。

そこで、市民と行政による双方向での情報の共有化を進めるとともに、自治組織の活性化に対する支援を推進し、市民が主役のまちづくりを展開していきます。

さらに、事務事業の評価・見直しや定員管理の適正化、公共施設の整理統合など行財政改革の質的向上により、限られた予算を効率的・効果的に配分し、市民ニーズに対応した行財政運営を展開します。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや、国際交流の充実を図るなど、市民とともに作るまちづくりを目指します。



基本施策（1）市民が主役のまちづくり

市民と行政の協働に向けて、情報や地域課題の共有を図るために、有効な情報発信手段の検討と対話集会などの場を創出します。また、市民が男女の性別を問わず、積極的にまちづくりへの参加ができるような気運を高め、活力ある地域社会を目指します。

基本施策（2）多様な文化との共生と交流

行政情報の多言語化を推進し、外国籍住民のための日本語教室や、文化・生活習慣講座の開催、自治会への加入を促進するなどの支援に取り組みます。また、友好都市である四川省都江堰市との友好親善を図るなかで、国際交流を推進します。

基本施策（3）効率的・効果的な行財政運営

行政運営の効率化と財政の健全化は、地方自治における重要課題になっています。市民サービスの低下を招くことなく、職員の適正配置や公共施設の整理・統合に取り組みます。財政運営に関しては、事業評価による選択と集中、税や料の滞納対策、自主財源の確保などに積極的に取り組み、財務諸表を公表し、財務状況の透明化を推進します。また、電子申請などによる事務事業の効率化や情報システムの活用、公共事業における民間活力を導入したサービスの向上や経費の節減に取り組みます。



施策の体系図



第2次中央市長期総合計画

前期基本計画

基本施策 1 産学官連携の商工業振興

[施策体系]

- ① 力強い工業の振興
- ② 多様な商業・サービス業の振興

① 力強い工業の振興

[現状と課題]

- 市内の製造業は、事業所数、製造品出荷額ともに減少傾向が続いています。市の経済の活性化には、企業の発展が欠かせないものであり、本市に多く存在する中小企業に対して、経営の持続性を高める取り組みが必要です。
- 今後、中部横断自動車道の全線開通、リニア中央新幹線の東京一名古屋間の開業が予定されており、交通環境は大きく変化します。地域経済を発展させるためには、減少している事業所を増加させ、本市の強みを生かした新たな施策を考え企業誘致を促進させる必要があります。
- 企業が互いに競争し合うことで、持続性や生産力が向上し、それぞれの企業が安定した経営活動を行うことができる環境に繋がります。そのためには、企業の競争力の源となる人材の確保や、それぞれの企業に見合った技術力を持った人材の育成が必要になります。

[施策の方向]

- 中小企業に対して、資金面の支援を行うとともに、商工会や大学等との連携により、生産技術の向上や製品の販路拡大を図り、企業の持続性と競争力の強化を推進します。
- 中央市産業立地事業費助成金制度や中央市山梨ビジネスパーク企業立地促進奨励金などの優遇制度のほか、県内外に対して本市の強みである交通アクセスの良さなどの地理的な優位性を広くPRし、物流や医療・福祉といったサービス産業など新たな企業を誘致していきます。また、進出企業の選択肢を広げるために、空き施設や企業用地の確保を積極的に行います。
- ハローワークや大学等と連携した就職ガイダンスを開催して、市内企業が希望する人材と、就職を希望する若年層のマッチングを行います。また、山梨県産業技術センターと連携して、専門技術者を育成し、企業力の向上を推進します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
事業所数（工業）	46 事業所	56 事業所	山梨県工業統計調査に 基づく事業所数

② 多様な商業・サービス業の振興

[現状と課題]

- 市民の消費行動が大型店を中心としたものとなっており、地域商店に足を運ぶ機会は少なくなっています。地域商店の活性化に取り組む必要があります。
- 大型店と小売店が共存できるように連携して商業振興策に取り組み、市全体の賑わいを創出できるような施策を進めていく必要があります。
- 起業を希望する方には、実店舗の調達や経営上のアドバイスなどを支援していく必要があります。

[施策の方向]

- 商工会と連携して集客策や地域商店での消費を促す施策を検討し、地域商店の活性化に取り組めます。
- 地域の大型店と連携して賑わいを創出するために、情報交換やイベントなどの実施により地域商業が活性化する取り組みを推進します。また、大型店の空きスペースを活用して、市の情報発信拠点とします。
- 金融機関や商工会と連携して、空き店舗の活用や創業スクールなどを開催し、起業希望者を支援していきます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
事業所数（商業）	297 事業所	370 事業所	山梨県商業統計調査に 基づく事業所数

[施策体系]

- ①地域の特性を活かした農業の振興
- ②地域農業を支える体制づくり
- ③森林管理と利活用

① 地域の特性を活かした農業の振興

[現状と課題]

- 本市の農業を取り巻く環境は、農家総数、経営耕地面積ともに減少傾向にあります。中でも兼業農家は大幅に減少しており、担い手・後継者の減少が耕作放棄地の増加に大きな影響を与えています。また、離農者も増加傾向にあり、新規就農者などへの農業技術の継承が困難な状況になっています。
- 本市のトマト・きゅうり・スイートコーンは県内でも有数の生産量を誇っていますが、その生産量は減少傾向にあります。今後は、農産物の付加価値を高めていく取り組みが必要になっています。

[施策の方向]

- 農業関連団体と連携し、地域農業の担い手を育成することを目的とした農業振興における支援策を検討します。また、農業体験や農業者との交流事業を通して、農業を身近に感じられる機会を提供すると同時に、新規就農者や農業体験の指導者及び団体を支援していきます。
- 本市の特産品である農産物に焦点を当て、生産の奨励と販売強化に取り組めます。また、加工センターなどの設置による6次産業化を検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
認定農業者数	98 人	110 人	認定農業者制度により認定を受けている農業者の数(累計)

② 地域農業を支える体制づくり

[現状と課題]

- 耕作放棄地が増加することで農地が点在化し、農業の作業効率や生産性の低下が課題となっています。中央市農業振興公社や農業委員会、農地利用最適化推進委員が、農地の貸し出しに取り組んでいますが、借り手は少なく、また、農業者の減少により、農地の維持や技術の継承が困難となっています。
- 立地条件を活かし、効率性・生産性の高い農業を行い、農産物の消費拡大につながるよう取り組んでいく必要があります。
- 市猟友会とともに有害鳥獣の捕獲を行い、農作物被害の防止に努めていますが、有害鳥獣による被害は依然後を絶たず、対応が必要となっています。また、市猟友会が高齢化が進んでおり、今後の活動への影響が懸念されます。

[施策の方向]

- 耕作放棄地について、所有者と連携した有効な活用方法について検討するとともに、農業関連団体とも連携して、農地貸借など農地としての活用を促進します。また、本市独自の農業者支援対策を検討し、新規就農者向けの研修や環境保全型農業などの支援に取り組みます。
- 農地中間管理事業を利用した農地の集約化や農業生産法人（農事組合法人）等団体の設立支援、企業の農業参入支援などにより生産効率の向上を図ります。また、消費者ニーズへの対応や新たな販路開拓を行うことにより、都市近郊型農業の強化に取り組みます。
- 市猟友会との協力体制のもと、引き続き有害鳥獣の捕獲・駆除を行い、被害を防止するための本市独自の対策を検討します。また、市猟友会への新規加入者獲得のための支援策を検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
耕作放棄地面積	111.7ha	100ha	山梨県農林業センサスに基づく耕作放棄地面積

③ 森林管理と利活用

[現状と課題]

- 治山治水といった森林資源の多面的機能を保全するために適切な森林整備及び管理が必要であるとともに、景観保全や観光資源としての森林利用が求められています。

[施策の方向]

- 山梨県や森林所有者と連携しながら、間伐などの適切な施業を行い、健全な森林資源の維持増進を図ります。また、森林整備計画に基づき、松くい虫対策事業など森林の環境保全に努めます。観光スポットである山の神千本桜について、山梨県や地元自治会と連携しながら、桜の植樹、登山道の整備を継続して実施します。また、森林内の散策路やハイキングコースの整備などにより景観保全を進めます。



[施策体系]

- ①魅力ある観光拠点の整備
- ②農林業と連携した観光の推進

① 魅力ある観光拠点の整備

[現状と課題]

- 最近の観光ニーズは、団体から少人数、見聞から滞在体験型へと変化しています。これらに対応するために、新たな観光資源を発掘し、市内滞在を促すための観光ルートやメニューの開発が求められています。また、来訪者に対して本市の魅力を伝え、深く理解してもらうための取り組みが求められています。
- 本市は観光客向けの宿泊施設の不足や知名度の低さを克服するため、積極的なPR活動を行い、効果的な観光振興を図る必要があります。また、外国人観光客のインバウンド観光への対応も課題となっています。
- 本市は、建設が予定されているリニア中央新幹線の「山梨県駅（仮称）」に隣接しており、移住・定住、交流人口の確保に向け、本市の大きな強みとなります。地域資源の発見・活用、集客効果の高いイベントの企画・実施といった地域を創造する力と実現に向けた実行力、リーダーシップが求められています。



[施策の方向]

- 道の駅とよとみを核とした既存の観光施設や文化財などを活用した観光ルートの開発を継続して進めるとともに、新しい観光資源の発掘に努めます。また、来訪者に本市の魅力を伝えるための市民による観光ボランティアの育成に努めます。地域に根ざした祭りやイベントを支援していきます。また、「中央市ふるさとまつり」について市を象徴する祭りとしての定着を図り、内容についても継続して検討します。
- 中央市を知ってもらうため SNS を利用した情報発信を積極的に行うとともに、旅行会社などと観光商談を進め本市の PR に努めます。また、外部団体と連携して首都圏の集客効果の高い場所で観光キャンペーンを行います。県内外の多様な主体と連携し、インバウンド観光に対応した受け入れ体制や観光メニューの開発及び積極的な誘客活動を行います。
- 地域資源の発見・活用および効果的なイベントの企画・実施について、専門人材とのコラボレーションを行い、それぞれの内容について完成度と実施効率を高めることを検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
「中央市ふるさとまつり」の入込客数	33,000 人	45,000 人	「中央市ふるさとまつり」 来場者数



② 農林業と連携した観光の推進

[現状と課題]

- 道の駅とよとみ、農産物直売所た・からは、市内で生産される新鮮な農産物を販売する地産地消の拠点となっていますが、地元だけでなく市外から訪れる入込客数が近年減少しているため、購入・消費してもらえような販売促進や流通体制の構築が課題となっています。
- 農業資源の観光活用として、中央市農業振興公社や道の駅とよとみにより農業体験が実施されていますが、今後はさらに観光と連携した取り組みが求められています。
- 本市の特産品について、強固な地域ブランドを確立して発信力と集客力を高める取り組みが求められています。

[施策の方向]

- 道の駅とよとみ、農産物直売所た・からに関して、運営主体に対するさらなる支援を行い、直売所として知名度を向上させるこれまでとは違う施策を考え、販売促進に取り組みます。
- 耕作放棄地を活用して所有者と連携した農業体験用の農地を確保し、指導者についても確保・育成します。また、年間を通じた農業体験プログラムを検討します。収穫体験などを通じて市民や観光目的の来訪者に対し、特色ある本市の農産物をPRすることで、地元農産物の購買拡大に結び付けるとともに、地域農業の現状や歴史を伝える機会を設けます。
- 農業関連団体と連携して、本市で生産される農産物の高品質化に取り組み、地域ブランドの構築及び確立、生産の奨励と販売の強化に取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
道の駅とよとみの 入込客数(年間)	324,522 人	340,000 人	道の駅とよとみの 入込客数(年間)
農産物直売所た・か らの入込客数(年間)	130,994 人	138,000 人	農産物直売所た・か らの入込客数(年間)

〔 施策体系 〕

① リニア中央新幹線を活かしたまちづくり

① リニア中央新幹線を活かしたまちづくり

〔 現状と課題 〕

- リニア中央新幹線の効果を最大限に活かしたまちづくりや地域の魅力を高め、市全体を活性化させる方策の検討を行うとともに、実現に向けた取り組みが求められています。
- リニア中央新幹線開業後の首都圏、中京圏へのアクセス向上に加え、本市は両都市圏の中間地点に位置することから、企業の事業所および工場立地の候補地となることが予測されます。経営環境全般にわたって事業者が進出しやすい環境を整備する必要があります。
- リニア中央新幹線の開業により、県外企業の事業所の撤退、県外への通勤・通学の増加といったストロー現象が懸念されます。リニア開業によるプラス効果を伸ばし、マイナス効果を最小限にとどめるための取り組みが求められています。リニア中央新幹線開業に向けた工事期間中および開業後も騒音、振動などの環境面への影響が懸念されています。
- リニア中央新幹線開業に向けて、本市の土地利用も活発化することが予測されます。適切な土地利用を図っていく必要があります。

[施策の方向]

- 市全体を活性化させる方策について、中央市リニア活用推進本部による検討や各部門相互の調整および効率的な意見調整を行います。また、中央市リニア活用基本構想および山梨県が策定したリニア環境未来都市整備方針などを踏まえ、本市におけるリニアを活用したまちづくりを検討します。リニア中央新幹線の進展に応じて、本市の施策展開を柔軟に行えるように、関係機関との連携を強化します。施策に関しては、市都市計画マスタープラン、市観光振興計画など諸計画との整合性を図り、実現に向けて取り組みます。
- リニア中央新幹線開業により、本市が受ける経済的なメリット、デメリットの精査を行い、メリットについては強みとするべく検討を行い、デメリットについては、その影響を最小限にとどめるための方策を検討します。
- 工事期間中および開業後の生活環境への影響について、関係機関との情報交換を行うと同時に協議・調整を図り、市民に対してタイムリーな情報提供を行い、生活環境への影響を最小限にとどめるように努めます。
- 土地利用に関しては、中央市都市計画マスタープランなどとの整合性を図り、適切な土地利用となるように、県とも協議・調整を図ります。



基本政策 2 安心で健やかに暮らせるまちづくり

基本施策 1 安心して出産・子育てができるまち

[施策体系]

- ①魅力ある子育て環境の整備
- ②子育て支援サービス等の充実
- ③親と子どもの保健福祉体制の整備

① 魅力ある子育て環境の整備

[現状と課題]

- 女性の社会進出や就業形態の多様化等により、子育てを取り巻く環境が変化する中、共働き世帯でも仕事と両立しながら子育てをしやすい環境をつくるために、今後も保育園・児童館において子育てニーズに沿ったサービスを提供していく必要があります。
- 核家族化の進行により家族形態が変化する中、子どもを通じた地域におけるつながりが希薄化しています。誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、支援する体制を整備する必要があります。
- 子どもを預けることができる環境が整う一方で、職場復帰等について不安を感じているという声もあり、子育てと仕事の両立ができるような母親への就労支援に関する施策が求められています。

[施策の方向]

- 施設の老朽化や適正数等の市の実情を勘案した保育園・児童館の整備を行うとともに、より一層子育てニーズに沿ったサービスを提供するために管理運営方法を見直します。また、保育の質を低下させないために、潜在保育士の発掘を行うなど、保育士の確保に努めます。
- 市全体で子育てに取り組むまちを目指し、子育て世帯が気軽に集い、相互の交流や育児相談を行う地域子育て支援センターの充実、企業と連携した企業内保育所の推進を図り、子育て世代を支えることができる環境づくりを進めます。

- ハローワーク等の関係機関と連携のもと、子育て世代の母親を対象にした就職ガイダンス等を実施し、母親が安心して子育てをしていくことができる環境の整備を進めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
地域子育て支援 センター数	2 か所	4 か所	市内に設置されている地 域子育て支援センター数



② 子育て支援サービス等の充実

[現状と課題]

- これまで、病児・病後児保育や延長保育、一時保育等の保育園サービスのほか、乳幼児とその親を対象にした親子教室やつどいの広場「笑」、ファミリーサポートセンター事業など、きめ細かな子育て支援サービスを展開してきました。
- 子育て世代を対象に行ったアンケート調査によると、親同士の交流や異なる年齢層の人々との交流により、子どもだけでなく子育てを通じて親が育つような事業を望む声があり、親子だけではなく高齢者等の幅広い世代を巻き込んだ施策が求められています。
- 子育て支援サービスを実施しているものの、子育て中の親からはイベント等の情報の積極的な発信を望む声が多いため、広報紙や市ホームページ以外で必要としている人に的確に情報が行き届くような発信方法が必要となります。

[施策の方向]

- 引き続き、これまで行ってきた保育園サービスや子育て支援サービスを実施するとともに、子育てを取り巻く環境の変化を的確に把握する中で、その時々ニーズに合ったサービスを展開していきます。
- 平成 32 年度に開設を予定している子育て支援総合拠点施設を中核として、行政が行う子育て支援サービスのほか、民間団体のノウハウを活用し、子育てをする親子と高齢者等、世代の枠を超えて交流できるイベント等を積極的に展開していきます。
- 市の子育てサイトや子育てアプリにより、子育てに特化した情報を必要とする人にピンポイントに発信することで、子育て世代が的確に情報を把握できる体制を整えます。また、サービスやイベントの周知だけでなく、子育てに役立つ情報等についても積極的に発信していきます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
子育て支援施策に関する満足度	—	85%	子育て支援総合拠点施設における利用者の満足度

③ 親と子どもの保健福祉体制の整備

[現状と課題]

- 次世代を担う子どもの乳幼児期は、人間形成の基礎を培う上で特に重要な時期である一方で、体の抵抗力が低く病気にかかりやすいため、子どもの健康状態に配慮した支援が必要とされています。
- 少子化や核家族化、女性の社会進出や社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下、さらには教育観や価値観の多様化等により、子育てをする環境は著しく変化しています。こうした環境の変化により、子育てのストレスや育児への不安が高まり、母親の心の健康が脅かされることで、子どもの心の健康阻害や児童虐待等に繋がる恐れがあります。
- 障がいのある子どもに対して、乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。今後も身体や知的面での発達状況に応じた対応や言葉の遅れ等で心配のある子どもとその保護者に対する各種相談や療育支援事業について、一層の拡充が求められています。

[施策の方向]

- 保健師の訪問等により、乳児の栄養状態や疾病予防状況を把握し、切れ目のない支援を展開していきます。また、安心して子どもを産み、健やかに成長できるよう、健康・医療制度を充実させます。
- 母親の抱えている悩みを的確に把握し、育児不安や産後うつ等に対する対応を迅速に行います。また、行政や地域、関係機関が連携して母子に対して支援できる環境の整備を進めます。
- 心身の障がいが疑われる子どもの発達支援のため、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に見合ったきめ細かな相談及び支援体制を整備します。

[施策体系]

- ①高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進
- ②介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進
- ③障がい福祉サービスの充実

① 高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進

[現状と課題]

- 本市の人口に占める高齢者の割合は、今後も増加していくことが予想されます。高齢者が心身ともに健康で活力ある生活を送るための取り組みや働く場の創出、社会活動への参画を促す取り組みが必要とされています。
- 要介護状態となることを予防するための取り組みや、「介護予防・日常生活支援総合事業」の取り組みにより要介護認定者数は減少傾向にありますが、団塊の世代の高齢化が進むことにより、今後は要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれています。
- 高齢化が進展する中で、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。市への相談内容が多様化・複雑化しており、相談体制の見直しが求められています。

[施策の方向]

- 高齢者のニーズを的確に把握し、前期高齢者が積極的に「ことぶきクラブ」へ参画するような新たな取り組みについて検討するとともに、活動の充実を支援します。地域や行政等の連携により、いきいき百歳体操など高齢者が集う機会や、高齢者と子どもが触れ合う機会を充実させ、地域全体で高齢者を支えることができる取り組みを行います。また、高齢者の知識と経験を活かした就労への支援、地域貢献活動に参加できる人材を増やしていくよう取り組み、社会参加のきっかけづくりになるよう支援します。
- 医療機関、民間事業所、各種団体との更なる連携のもと、行政だけでは支援が困難となる相談についても効果的にケアできる体制を維持し、包括的に介護予防強化に取り組みます。また、市民に対して認知症についての理解や支援の輪を広げることで、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。

- 多様化・複雑化する高齢者のニーズを的確に把握し、必要とされる支援を適切に提供していけるよう、関係機関と連携して充実した相談体制を構築します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
「ことぶきクラブ」 加入者数	1,594 人	1,800 人	年度終了時点の「ことぶきクラブ」加入者数



② 介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進

[現状と課題]

- 高齢者とその家族が安心して生活していくために、今後見込まれる要介護認定者の増加や介護サービスにおけるニーズの上昇を踏まえた、強固な介護サービス体制の維持が求められています。
- 地域密着型サービスについては、平成 30 年度から居宅介護支援事業所の指導監査業務等の指定権限が本市に移譲されることから、保険者として機能性の高い指導監督体制を構築する必要があります。
- 介護保険利用者の増加が見込まれる一方で、市の財政は年々厳しくなることが想定されることから、限られた財源の中で安定的かつ持続的に介護保険事業を運営する必要があります。

[施策の方向]

- 介護支援専門員やサービス提供事業者と連携して、居宅サービス、施設サービスともに利用者ニーズに沿ったサービスが選択できるように基盤の確保に努めます。
- 介護保険制度における機能性の高い指導監督体制が構築できるように、職員の専門的知識の習得等に努めます。
- 介護認定調査の内容確認等やケアプランチェックによる受給者が必要とする介護サービスの見極めにより、適正な要介護認定の確保と介護サービスの提供を行います。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
要介護（支援）者の認定率	10.7%	11.0%	要介護（支援）認定者数 ÷ 高齢者人口 × 100
ケアプランチェック件数	163 件	210 件	ケアプランのチェックを実施した件数

③ 障がい福祉サービスの充実

[現状と課題]

- 障がい者が住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けるために、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援する体制を整備するとともに、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施が求められています。
- 障がい者が自立した生活を送ることができるよう、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続的支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備が求められています。
- 障がいに関する相談には、高度な専門性を要することから、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の確保や、障がい者医療の知識に特化した保健師の配置が必要です。
- 新たに市で整備した道路や施設においては、歩道や歩行空間の確保、障がい者用トイレの整備等がされていますが、市内全域を見ると生活弱者が安心して暮らすことができる整備がなされていない道路や施設が多くあり、特に主要となる場所においては整備が求められています。

[施策の方向]

- 障がい者の自立と社会参加の実現を基本的な考え方として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。また、障害者総合支援法等の各種法令に基づき、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者など、それぞれの状況に見合った充実したサービスを進めます。
- 身近な地域におけるサービスの拠点づくりやNPO法人等によるサービス提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。また、公共職業安定所等と連携し、民間企業に対して障がいの特性や障がいがある人の生活や就労の実態を伝える啓発活動を通じて、障がい者雇用の促進強化に努めます。
- 障がい者相談支援センター及び市の保健師や障がい福祉サービス事業所と連携しながら、相談からサービス提供まで切れ目のないワンストップ化を実施します。
- バリアフリー法等に基づき、誰もが利用することができる施設設計を推進するとともに、市街地における道路整備や歩行空間の確保、段差解消等を進めます。

[施策体系]

- ①医療保険財政の健全化
- ②健康づくりの推進

① 医療保険財政の健全化

[現状と課題]

- 高齢化の進行に伴い医療費が年々増加し、医療保険財政を圧迫している中、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進は、医療保険財政の改善のほか、患者負担の軽減に資することから、これまでに国において使用促進の環境整備を進めてきました。しかし、本市では未だ使用率は低く、患者の認知度や信用度を向上させる取り組みが求められています。
- 本市の特定健康診査の受診率は年々上昇していて、平成 27 年度においては山梨県平均を 6.9 ポイント上回る 49.4%となりましたが、その中で、40～50 歳代の受診率は低く、将来の医療費の抑制にあたっては、この年齢層の受診率向上に向けた取り組みが必要になっています。
- 国民健康保険財政の持続的な運営を行うために、医療費に応じた国民健康保険税への見直しの検討および国民健康保険税の収納確保策となる取り組みが必要になります。

[施策の方向]

- ジェネリック医薬品の安全性について積極的に周知を行うとともに、差額通知の送付、医療機関や調剤薬局等と情報連携を図ります。
- 特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進により、生活習慣病等の発症予防や疾病の早期発見、早期治療による重症化防止に取り組むほか、未受診者を対象としたアンケートの結果から、原因と改善方法を検証します。また、特定健康診査の受診率が低い年齢層に対して、直接通知や電話による受診の勧奨を行うほか、各種団体等を通じて啓発チラシの配布を行い、積極的な受診を促します。
- 平成 30 年度から山梨県が示す標準保険料率を参考に、中央市国民健康保険税率の改正に取り組めます。内容については、広報紙・市ホームページを活用して市民に周知していきます。また、電話催告や戸別訪問のほか、実情に応じた納税相談により、国民健康保険税の収納率向上を図ります。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
ジェネリック医薬品 への切り替え者数	1,969 人	2,550 人	年間(8月から翌年1月) でジェネリック医薬品に 切り替えをした延べ人数

② 健康づくりの推進

[現状と課題]

- 本市において、働き盛りである 40～50 歳代のメタボリックシンドロームの該当者や予備軍が増加傾向にあります。生活習慣病の温床となることから、予防に対する取り組みが必要になります。
- 予防接種に関する早期の情報発信や接種の促進により、予防接種に関する正しい知識の普及に繋がり、一定の接種率を維持してきました。今後も、基礎体力や免疫力の不足により特に疾病重症化が懸念される乳幼児や学童、高齢者に対して一層の接種促進に取り組む必要があります。
- 我が国の自殺者数は欧米先進国と比較して突出して高い水準にあり、本市においても自殺者数は年によって増減を繰り返していますがゼロではありません。今後は、地域レベルの実践的な取り組みにより、心の健康についての意識を高めていく必要があります。

[施策の方向]

- 生活習慣病予防に関する情報提供を積極的に行うとともに、早期に危険因子や疾病を発見するための有力な二次予防手段である特定健康診査について企業等と連携し、普及促進を図ります。
- 乳幼児においては、定期訪問や育児学級等の母子保健事業を通じて、予防接種の促進と状況の確認を行い、また学童及び高齢者については、個別通知により予防接種を促進します。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない地域」、「いのちを大切にする地域」、「いのちを育てる地域」を実現するために、行政のほか、地域、医療機関、保健所、教育機関等が多角的に関わり、自殺防止に取り組めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
特定健診受診率	52.2%	60.0%	40～74 歳までの 特定健診受診者数 ÷ 対象者数 × 100

基本政策 3 誇りと愛着の持てるまちづくり

基本施策 1 未来を担う人材の教育・育成

[施策体系]

- ①学校と家庭と地域の連携強化
- ②教育環境の充実
- ③「食育」への取り組み
- ④学校施設の整備推進
- ⑤市の独自性のある教育の推進

① 学校と家庭と地域の連携強化

[現状と課題]

- 児童や生徒の通学路の中には、道路が混雑し大変危険な箇所が存在しています。また、最近では下校時に不審者の声掛けや目撃情報等があり保護者への情報提供、市職員による青色防犯パトロールを実施する等の対策を講じています。今後も児童や生徒の安全を確保するための対策が必要となります。
- いじめにより児童や生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件や、家庭や地域の子育て機能の低下が要因のひとつとされている子どもへの虐待等が社会問題となっています。本市においてもこうした問題を未然に防ぐ対策が必要となります。

[施策の方向]

- 通学路の安全点検や市の交通指導員、子どもまもり隊による通学指導等の交通安全対策を行います。また、不審者についてはこども 110 番の周知徹底のほか、「中央市立学校、警察パートナーシップ制度」による警察官のパトロールや、市職員による青色防犯パトロールを強化し、児童や生徒が安心して通学できる環境をつくるため学校や地域及び行政が連携し、地域社会全体で子どもを守ることに取り組みます。
- 児童や生徒には学校教育において命の大切さを伝え、家庭・地域・学校では、子どもの身体的不調にいち早く気づくことでいじめや虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、関係機関との連携及び情報共有を図り、きめ細かな対応に取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
子どもまもり隊への 加入者数	138 人	180 人	子どもまもり隊への 加入者人数

② 教育環境の充実

[現状と課題]

- 中央市教育振興基本計画に基づき、「まごころ」を教育の基本に、個性と自立性を尊重しながら、学校現場における児童や生徒一人ひとりに寄り添った、きめ細かな教育と学力の向上を図る取り組みが求められています。
- 日本語を話すことができない外国籍児童や生徒に対しての、日本語や学習面・生活面に関する指導の充実が必要とされています。また、日本人の児童や生徒に対して、外国の文化や生活の違いを理解して外国籍児童や生徒とコミュニケーションをとる心の教育が必要とされています。
- 学校教育においては、特別支援教育の動きが加速化され、教育現場でも子どもの特性としての発達障がい（LD、ADHD、高機能自閉症など）に気づくようにという呼びかけが進んでいます。また、障がいの重複化や多様化が進み、発達障がいの児童や生徒が増加傾向にあり、支援の充実が求められています。
- 本市においても子どもの貧困や教育格差が問題となっています。国においても子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することとしています。

[施策の方向]

- 市独自に採用した教員（市単教員）を各学校に配置することにより、情報教育・環境教育・国語教育・英語教育・福祉教育・国際理解教育等に注力した教育内容の充実を図るとともに、学力向上を図るため子どもたちが意欲的に学習できるように取り組みます。
- 外国籍の児童や生徒を支援するために、市内小中学校に配置した通訳と連携し、学習面と生活面について指導していきます。また、日本の児童や生徒に対しては多文化教育を充実させることにより、多様な文化を尊重し、それらを受け入れる心を育てます。
- 発達障がいのある児童や生徒への対応として、市独自に採用した特別支援要員を配置し、障がいの早期発見・早期支援に向けた支援体制の充実に努めます。また、支援においては※インクルーシブ教育を推進し、一人ひとりの子どもの実態把握を的確に行い、障がいに応じた対応に努めます。

※インクルーシブ教育とは

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を可能な限り共に学ぶ教育のこと。

- 子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めた中央市貧困対策推進計画の策定により、基本的な考え方を示し具体的な施策に取り組みます。また、関係機関とも連携を図り、貧困世帯で育つ子どもを対象とした無料学習教室を開催するなど貧困対策に向けて取り組みます。スクールカウンセラーや心の教室相談員等の連携を強化し、不登校の未然防止、問題行動などの課題解決に取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
外国籍児童・生徒に対する日本語指導者・通訳の設置人数	4 人	8 人	市内小中学校への通訳配置人数

③ 「食育」への取り組み

[現状と課題]

- 「食育」の重要性が高まる中、農業が地域に根付く本市では、食べることから得られる教育的効果は大きな意味を持ちます。郷土料理や伝統的な食文化を通して、家庭・地域・学校が連携した、「食育」への取り組みが求められています。

[施策の方向]

- 「食育」を進めるため、地域の生産者と協力体制を構築し、農業の役割や重要性を理解する取り組みや、学校給食では地産地消を推進し、地域の食材を利用した献立や、郷土料理、行事食を積極的に取り入れます。また、児童や生徒に望ましい生活環境や食生活を身につけさせるために、栄養・食育推進計画を見直し、家庭・地域・学校の連携により「食育」を推進します。

④ 学校施設の整備推進

[現状と課題]

- 転入・転出、市内他地域からの転居などにより、各小学校で児童数に偏りがあり、児童一人あたりの床面積にバラつきが生じています。
- 本市の学校施設の約 6 割が建設から 30 年以上を経過しており、建物の耐震工事は完了しているものの、施設の老朽化により、大規模な改修工事が必要となっています。また、国の補助を受ける改修工事は、改修終期が定められており、建物部位によっては改修時期が合わない箇所ができるため不具合を生じる恐れがあります。

[施策の方向]

- 今後の児童数・生徒数の変動を踏まえ、児童生徒数と施設環境の不均等が生じないように、学区再編を検討します。
- 小中学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設を改修していきます。また、公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の劣化が進行する前に修繕や改修を実施することにより維持管理に努めるとともに、20年ごとの大規模な改修を基本とし、建物の長寿命化を図ります。更に、天井・照明器具・外壁・窓ガラスなど非構造部材について調査を行い、必要に応じて耐震化や改修工事を行います。

⑤ 市の独自性のある教育の推進

[現状と課題]

- 本市には自然・環境・伝統・文化などがたくさん存在しています。しかし、児童や生徒が自分たちのまちのすばらしさを学ぶ機会は少なく、郷土への愛着が希薄化しています。ふるさとの良さや課題を学び、地域社会の中に自己の在り方や生き方を考える教育が必要となります。
- 今回実施したアンケートにおいて、幼児教育や学校教育において重要と思うことを聞いたところ、「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」が52.5%で最も多い結果となりました。本市の教育の基本である、「まごころ」を基本に児童・生徒に向き合うと同時に、本市の教育方針に対する市民の理解を促していく必要があります。

[施策の方向]

- 児童・生徒の本市に対する理解を深め、郷土への愛着を持てるようにするために、郷土学習教材である「わたしたちのまち中央市」を活用した郷土学習を推進します。また、児童や地域の実情に応じて主体的かつ創意工夫のある教育活動ができるように、コミュニティスクールを推進し、地域・学校・行政が連携し、地域の良さを知り、地域の人のすばらしさを感じるができる体験活動に取り組みます。
- 本市の教育振興の在り方を定めた、中央市教育振興基本計画による「まごころ」を基本に、生きる力を育む教育・命を大切に作る教育・信頼しあう教育を推進し、中央市教育の日（まごころの日）を広報紙や市ホームページ等を活用して市民に周知し、理解促進に努めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
コミュニティスクール 事業実施校	1 校	8 校	コミュニティスクール 事業の実施校数

〔 施策体系 〕

- ①生涯学習の推進
- ②生涯スポーツの推進
- ③歴史・文化の継承と文化財の保護・活用
- ④図書館活動の推進

① 生涯学習の推進

〔 現状と課題 〕

- 生涯学習に関わる団体の情報収集や専門的知識を持った講師の確保及び、地域文化の継承と交流の場として、幅広い世代が参加できるイベントの開催と、市民のニーズに沿った講座や教室の開催が求められています。
- まごころ学園（高齢者学級）では、現在約 360 人の学園生が在籍していますが、近年は減少傾向にあります。

〔 施策の方向 〕

- アンケート調査を実施し、市民のニーズに合うテーマや興味を持ってくれそうなテーマを実践している団体から講師を招いて学習講座を開催します。また、親子で参加できる学習や高齢者が参加できる学習など幅広い世代からの受講に考慮し、生涯学習に関わる市民団体や県内大学と連携を強化して、多様な学習テーマに対応した生涯学習プログラムの企画及び実施に努め、受講者の増加を図ります。
- 高齢者の学習ニーズに応えるとともに、生きがいくりに向けて、まごころ学園（高齢者学級）で提供されるプログラムの更なる充実を図り学園生の増加に努めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
学習講座・まごころ学園への参加者数	6,658 人	6,800 人	市が主催する生涯学習講座などへの参加者数

② 生涯スポーツの推進

[現状と課題]

- より多くの市民が日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツ施設のほか、他の施設を開放するなどスポーツを行う場の確保が必要とされています。
- 市内のスポーツ施設は体育館とプール及び弓道場が各 2 施設、市民グラウンドとテニスコートが各 1 施設ありますが、施設の 6 割が完成から 30 年以上経過しており、改修等の検討が必要になっています。
- 各種のスポーツ団体と連携を図りながら市民のスポーツニーズの把握に努め、市民の生涯スポーツ推進を図る必要があります。
- 安全で正しいルールの中でスポーツをするため、減少傾向にあるスポーツ活動の指導者の要請や確保、活用といった指導体制の充実と、スポーツ少年団の指導者については有資格指導者の複数登録義務化に伴い、資格取得に向けた取り組みが必要となります。

[施策の方向]

- 市民が日常的にスポーツを親しむことが出来るよう、市内スポーツ施設のほか学校体育施設についても開放し活動の場の充実を図ります。
- 老朽化している施設については公共施設等総合管理計画に基づき統廃合し、今後も利用する施設については予防保全型に転換し長寿命化に向けた修繕や改修等を計画的に実施します。
- 体育協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブなど、各種スポーツ団体との相互連携を強化するとともに、各団体の主体的な活動を支援し、市民誰もがスポーツを親しめるような生涯スポーツを推進します。
- スポーツを安全に・正しく・楽しく行うため、スポーツ指導者の育成と日本体育協会公認のスポーツ指導者の増加に取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
スポーツ施設の 利用者数	188,795 人	215,000 人	市が所有するスポーツ 施設の利用者総数

③ 歴史・文化の継承と文化財の保護・活用

[現状と課題]

- 地域の歴史・文化を知るうえで欠くことのできない文化財を継承していくためには、地域社会に関わるあらゆる主体が参加しながら保存していく必要がありますが、その修復には多額を要するため、費用負担が課題となっています。
- 本市の歴史・文化に触れる機会をつくり、指定された文化財を多くの市民に知ってもらうための取り組みが求められています。

[施策の方向]

- 地域に伝わる文化財について調査・研究を行い、地域の歴史を知る上で重要なものについては、積極的に市の指定文化財に指定するとともに保護・継承に努め、また、保存する文化財については修復の必要性や緊急性を適切に判断して、保存に向けて効果的に支援していきます。
- 市民が地域の歴史・文化についての理解を深め文化財への愛護精神を高めるために、文化財めぐり（ふるさとウォーキングなど）や学習講座を開催するとともに、広報紙や市ホームページなどを活用して情報を発信していきます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
歴史・文化に関する事業への参加者数	938 人	1,000 人	市が実施する歴史・文化に関する事業への参加者数



④ 図書館活動の推進

[現状と課題]

- 読書は子どもたちの思考力や想像力を高めます。本市では現在3つの図書館があり、それぞれが蔵書やイベントに特徴を持って運営しています。本市の子どもたちに早い段階から知育にとって重要な本とのふれあい、読書と親しめる環境を提供すると同時に、生涯学習の拠点としても図書館機能の充実が求められています。

[施策の方向]

- 子どもの発達段階に応じて7か月健診時に本を贈るブックスタート事業や小学校入学時及び中学校卒業時に本を贈るブックプレゼント事業の取り組み、更にボランティアサークルと協力して読み聞かせ会を実施するなど、長期的な視点で読書活動を推進します。また、市民の生涯学習の拠点として図書機能やイベントなどを充実させ、来館者の利用増進を図ります。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
市立図書館の 貸し出し点数	383,176 点	434,000 点	市立図書館の 年間貸し出し点数 (本・CD・DVD)



基本政策 4 安全で快適な住みやすいまちづくり

基本施策 1 暮らしやすい交通環境の整備

[施策体系]

- ① 道路交通の利便性の向上
- ② 公共交通機関の利便性の向上

① 道路交通の利便性の向上

[現状と課題]

- 生活道路について、自治会要望や日々の点検を踏まえた適切な維持管理を行っていますが、老朽化等に伴う道路や橋梁のメンテナンス費用は年々増加しており、この傾向は今後も続く見通しとなっていることから、これまで以上に長期的かつ計画的な道路整備の手法を検討する必要があります。また、近年心配されている路面の空洞化問題をはじめ、通学路や歩道といった安全性を重視すべき道路の改修は、市民アンケートでも要望が多いことから、引き続き進めていく必要があります。
- 将来的な交通形態の変化を見据えながら、引き続き国道や主要地方道の建設を要望・促進し、利便性の向上を図る必要があります。また、平成 26 年度には総合的な道路整備の指針となる中央市幹線道路網整備計画の基本方針を策定し、翌平成 27 年度には基本計画を策定しました。今後は、社会情勢の変化などに対応するため、随時計画の見直しをしていく必要があります。

[施策の方向]

- 中央市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減と、事業費の平準化を図ります。歩行者や自転車の安全に配慮した生活道路や歩道の整備を行い、段差や凹凸の解消、路面空洞化調査などを実施し、道路空間としての適切な維持管理を行います。生活道路の安全性の向上を目的に、地域や警察、消防等関係機関との連携を図り交通規制を組み合わせた対策に取り組みます。
- 国道や主要地方道の建設を要望・促進していくとともに、幹線道路間の接続や幹線道路と市内主要施設をつなぐ市道等の整備を進めます。また、中央市幹線道路網整備計画に基づき、道路交通網の見直しを行い、未整備道路区間などの整備を行います。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
狭あいな道路の 解消状況	41.6%	45.0%	市道総延長のうち 車道幅員 4m 以上の 道路の割合

② 公共交通機関の利便性の向上

[現状と課題]

- 現在、市内の各地点へのアクセスを確保するため、コミュニティバスを運行しています。これまで、乗降者数調査や利用者アンケートを実施し、利用実態の把握に努めることで、新ルートの運行など、利便性の向上を図ってきました。しかし、市民アンケートによると、公共交通機関の充実に関して、重要度は高いが、満足度は低いといった結果となっており、市民にとってより利用しやすい公共交通機関の整備・充実が求められています。
- リニア中央新幹線建設に伴い JR 身延線小井川駅前の市営駐輪場を移転しなくてはならない状況です。そのため、現在の駐輪場等を新たな場所に建設する必要があります。

[施策の方向]

- 利用者の更なる利便性の向上を目指して、公共交通の効果的な運用方法を検討します。また、市民のニーズを踏まえた市コミュニティバスの運行体系の見直しや、鉄道と路線バスとの相互連携の強化など、市民が公共交通を利用しやすい環境整備に取り組めます。
- JR 身延線東花輪駅・小井川駅との交通結束機能の強化について検討を行い、市コミュニティバスとの連携やリニア山梨県駅（仮称）へのアクセス道路などの整備計画を推進します。
- JR 身延線小井川駅は、リニア山梨県駅（仮称）の最寄駅となることから、将来を見据え路線バス車両の乗り入れが可能になるよう一体的な駐輪場等整備をしていきます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
コミュニティバスの 利用者数	8,864 人	10,000 人	年間でコミュニティバス を利用した人数

[施策体系]

- ①信頼性の高い水道事業
- ②適正な生活排水処理の導入
- ③魅力ある住空間の創出
- ④住環境の充実

① 信頼性の高い水道事業

[現状と課題]

- 本市の上水道事業及び簡易水道事業は、ともに施設の長寿命化に向けた修繕や改修等を計画的に実施したことで、配水管の耐震化率は着実に向上しています。老朽化していた布施配水場についても、平成28年度に大規模な改修工事を行いました。また、定期的に行っている水質検査等の結果を市ホームページで公表し、情報公開に努めています。これからも安全で良質な水道水を安定して供給していくために、配水管の整備、施設の老朽化対策などを計画的に実施していくことや、効率的な事業運営に努め財源を確保していくことが必要となっています。

[施策の方向]

- 配水管の整備や施設の老朽化対策を進め、インターネット回線を利用した新しい維持管理方法に取り組むとともに、こうした財源を確保するため効率的な事業運営に努めます。また、引き続き定期的な水質検査等を行うとともに、検査結果を市ホームページなどで公表し、安全で安心な水に対する情報提供に努めます。

指標名	平成28年度 実績値	平成34年度 目標値	指標の定義
上水道配水管の 耐震化率	25.5%	33.2%	耐震化済延長÷総延長× 100
簡易水道配水管の 耐震化率	17.2%	22.3%	耐震化済延長÷総延長× 100

② 適正な生活排水処理の導入

[現状と課題]

- 公共下水道事業は、先行して市街化区域の重点整備を実施し、現在の事業計画の完了年度（平成 31 年度）を目標に整備を進めていますが、随時事業計画区域の拡大と事業完了年度の更新をしています。農業集落排水事業については、処理場の安定的な運営を行いながら、既設管路に接続可能な追加汚水柵の設置を随時実施するなど、一層の普及を図っています。よし原処理センターの排水区域については、平成 28 年 4 月 1 日に下水道管渠等が市に移管され、安定した維持管理を行いながら、公共下水道への接続を行わなければなりません。また、それぞれの事業における下水道施設の老朽化への対応が急務であり、今後適切な対応を取らなければ、将来補修費等の経費の大幅な増加、施設の不具合、処理水の悪化等が懸念されます。
- 幹線道路を中心に地震対策として、重要な路線の耐震工事をを行い、災害時の避難所のトイレ対策として、市内 3 か所にマンホールトイレの整備を行いました。今後は、さらにライフラインを強化し、大規模な地震災害に備える必要があります。

[施策の方向]

- 公共下水道事業については、全体計画・事業計画の見直しを行い、限られた財源を効率的に活用しながら、引き続き、水洗化を積極的に推進します。農業集落排水事業については、施設のストックマネジメントにおいて、老朽度診断等による長期的な維持管理計画を定め、維持管理費の削減や効率的な施設の補修を計画的に実施します。また、水洗化向上のための説明会の開催や広報紙、市ホームページを通じた啓発活動などに取り組みます。
- 防災対策として、マンホールの浮上防止工事や管渠等の耐震化など、災害時におけるライフラインの強化に努めます。また、公共下水道供用区域の避難所については、マンホールトイレの整備を計画的に進めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
下水道普及率 (公共下水+農集+よし原)	92.1%	93.7%	処理区域内人口÷行政人口 × 100

③ 魅力ある住空間の創出

[現状と課題]

- リニア中央新幹線の開業を見据えるとともに社会情勢の変化を考慮する中で中央市都市計画マスタープランを平成 27 年 8 月に一部改正しました。また、平成 28 年 7 月には産業の振興や定住促進、住環境の維持向上を目的に中央市都市計画マスタープランにおける用途変更の見直しを行いました。今後も地域の実情に即した計画的な土地利用を進めるための手法を検討していく必要があります。
- 平成 26 年 10 月に中央市景観計画を策定しました。この計画に基づき、市民や事業者、行政の協働による良好な景観づくりに取り組む必要があります。
- 公園施設の安全性を高めるために保安全管理業務の結果や状況をまとめ、翌年度以降の方針を明確にした公園台帳を作成したほか、管理の効率化を目的に園路灯の LED 化を進めています。公園施設は、市民の憩いの場のほか、災害発生時の避難場所や防災拠点としての役割を併せ持っていますが、施設や遊具の老朽化が進行しており、市民が安全かつ安心して利用できるような維持管理が必要となっています。

[施策の方向]

- 中央市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を進めます。また、本市を取り巻くまちづくりの方向性に大きな変更が生じたときなどは、山梨県が定める都市計画区域マスタープランに即し、必要に応じて計画を見直します。
- 中央市景観計画に基づき、市民や事業者、行政など多様な主体と連携し、協働による景観まちづくりに取り組みます。
- 市民が安全かつ安心して利用できるよう既存公園を整備するとともに、利用促進に向けた管理運営方法などについて検討します。また、公園の老朽化対策として施設や遊具の状態を判断し、不具合が軽微な段階で対処する予防保全型管理を推進し施設の長寿命化を図ります。

④ 住環境の充実

[現状と課題]

- 市営住宅について、中央市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営山宮団地、久保団地において断熱性のある部材を使用した改修を実施しました。現在の市営住宅は老朽化が著しく、また、維持管理コストも増加していることから、今後の市営住宅のあり方を検討する必要があります。
- 地籍調査について、玉穂・豊富地区は一部の土地を除いて完了していますが、田富地区には未調査地が残っており、調査の推進を図る必要があります。
- 本市では平成 28 年に空家等実態調査を行った結果、空家等と判断された家屋が 157 軒あることが判りました。その中には、小規模の修繕を加えることで再利用が可能な家屋も多く、行政として空家等の利活用をどう促進していくかが課題となっています。

[施策の方向]

- 中央市公営住宅等長寿命化計画に基づいた、公営住宅の老朽化対策に取り組みます。また、民間企業の事業手法を取り入れた維持コスト削減策に取り組むほか、他の用途への転用も含めた市営住宅の利活用について検討していきます。
- 地籍調査の推進体制を強化し、早期完了に向けより一層の事業推進を図ります。
- 平成 29 年 10 月に策定した中央市空家等対策計画に基づき、空き家バンクによる空家等の利活用を推進します。また、空家等使われなくなった資源を関係機関と連携し、リノベーションする方策を検討します。



[施策体系]

- ①生活環境の向上
- ②循環型社会の確立

① 生活環境の向上

[現状と課題]

- 山林や河川などへの不法投棄に対して、市職員やシルバー人材センターによるパトロールを実施し、監視と早期発見に取り組んでいます。また、悪臭・騒音・水質汚濁・振動等については、未然防止指導を行っています。しかし、いずれの取り組みについても、完全に防ぐことは難しい状況にあります。市民の意識向上や地域による監視の目を強化していく必要があります。

[施策の方向]

- 不法投棄を防ぐため、市内巡回パトロールを実施し、地域住民や関連団体との連携のもと、監視活動を強化するとともに、未然防止に向けた啓発や改善を指導していきます。また、悪臭・騒音・水質汚濁・振動等の防止について関係法令に基づき規制や指導を適切に行います。また、自治会や企業の環境美化運動を推進し、地域の環境美化に取り組めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
不法投棄廃棄物 撤去量	4t	2.5t	撤去した不法投棄廃棄物の 年間総量

② 環境型社会の確立

[現状と課題]

- 環境への負荷低減を推進するため、本市における物品調達については、引き続きグリーン購入に取り組むとともに、事業者や市民に対してもグリーン購入の普及・啓発を推進する必要があります。
- 資源リサイクルの取り組みとして、各庁舎に24時間リサイクルステーションを設置するとともに、自治会の有価物回収について報奨金を交付し、再資源化の推進を図っています。また、使用済み小型家電やプリンタのインクカートリッジなどを新たな収集品目とし、資源リサイクルの推進に取り組んでいます。今後はこうした再生利用（リサイクル）の取り組みに加えて、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を主とした取り組みを積極的に推進していくことが求められています。
- 現在、中央市環境基本計画に基づいて、快適で健康な生活環境づくり、地球にやさしい暮らしの確立などを掲げて、環境に関する施策を展開しています。市民の生活環境の向上や循環型社会に向けた取り組みが求められています。

[施策の方向]

- 環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するグリーン購入の推進を今後も図るとともに、事業者や市民へ積極的に啓発をしていきます。
- 資源ごみ回収について、説明会や広報紙、回覧板、市ホームページなどを活用して周知を図り、自治会による有価物回収活動を支援するなど、再資源化を推進します。また、コンポスト式・電気生ごみ処理機の購入補助や水切り専用容器購入助成を引き続き行い、生ごみの減量化を推進していきます。
- 中央市環境基本計画に基づき、エネルギー資源の活用策やその推進体制を体系的に位置づけます。また、中央市地球温暖化対策実行計画をもとに、地球温暖化防止に向けて取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
ごみの排出量 (1日1人あたり)	707g	702g	一般ごみ年間収集量÷総人口÷365日
ごみのリサイクル率	14.8%	17.1%	一般ごみのうち、リサイクル品と資源ごみの占める割合

[施策体系]

- ①防災・消防体制の充実
- ②自主防災組織の活性化
- ③耐震化の推進
- ④交通安全・防犯対策の推進

① 防災・消防体制の充実

[現状と課題]

- 東日本大震災や熊本地震、豪雨による冠水など自然災害の脅威により、市民の防災意識は以前よりも高く、市民アンケートでも「防災体制の充実」が重要度で最も高い結果となりました。しかしながら、本市の取り組みに対する満足度は低く、行政として市民の安全を守る体制づくりが急務となっています。中央市地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりを実現するため、通信機能の強化や災害発生時の応急対策、施設・資機材の整備、食料・飲料水などの備蓄、消防団組織の充実強化などの対応が求められています。
- 災害時において情報の入手が困難で、避難に介助が必要な高齢者及び障がい者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦などの災害時要配慮者に対する避難体制整備や災害時対応に関する支援の充実が求められています。

[施策の方向]

- 中央市地域防災計画に沿って、市民・事業者・消防団等関係団体との連携を図り、庁内体制を強化して災害に強い体制整備を進めるとともに、災害時における情報収集の強化のため、移動系防災無線システムの導入を進めます。冠水の危険性が高い地域については、水路の改修や流下能力の向上など対策を進めます。また、施設の老朽化や人口動態などを踏まえ、避難所・避難地を適宜見直し、災害時の応急対策や避難所における良好な生活環境の確保、支援物資の受援体制の確保に向けて取り組みます。
- 国及び県が策定する浸水想定区域図をもとに、ハザードマップを作成し危険個所の把握を行い市民に対して周知をします。また、県や市社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティア養成講座の開催を継続して実施し、本市における防災・災害ボランティアを育成するとともに、災害時要配慮者に対しては、プライバシーに配慮した要配慮者の把握と避難誘導體制の確立、緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用などを支援していきます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
災害備蓄倉庫の件数	8 か所	12 か所	計画期間終了時年度までに 公共施設周辺に設置した 備蓄倉庫の件数

② 自主防災組織の活性化

[現状と課題]

- 自主防災組織の活性化については、自主防災組織に対して県立防災安全センターや県立消防学校での研修会の周知や参加依頼、また、中央市地域防災リーダー養成講習や女性のための防災研修会を実施するなど、人材育成に力を入れてきました。市総合防災訓練では、自主防災組織と消防団が連携した参集訓練を実施し、平常時からの連携強化に努めました。日本各地で発生した災害の教訓としての自助・共助の考えによる自主防災組織をはじめとした地域防災力の重要性が指摘されています。本市では、現在 76 の自主防災組織が結成されており、災害時における地域防災活動を円滑に行うためには、地域防災力の強化が急務となっています。全ての自主防災組織が統一した危機意識を持って、平常時から防災活動ができるような体制づくりを構築することが必要となっています。

[施策の方向]

- 災害発生時に、自主防災組織において組織的な防災活動を行えるように、自主防災組織のリーダーの知識習得、技能向上といった人材育成や女性の自主防災組織への参画と、住民が相互に協力して防災活動を行うための地区防災計画の策定を促進します。市民に対して広報紙、市ホームページ、ハザードマップ、防災行政無線などを活用して防災知識の普及と情報提供に努め、外国籍住民に対しては関係団体と連携して基礎的防災情報の提供や防災知識の普及を図ります。また、市内企業に対して防災意識の高揚を図り、地域の防災活動への積極的な参加を促す協力要請をするとともに、児童・生徒の防災意識や災害対策能力を向上させるため、従来から行っている避難訓練や防災教室の充実に取り組みます。さらに、自主防災組織と消防本部、消防団、学校が連携し、大規模地震に対応した防災訓練を中心に土砂災害、洪水への対応など複合的な災害を視野に入れ、災害発生時に効果的な防災活動が実践できるような体制づくりを構築します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
地域住民の防災訓練 への参加者数	4,000 人	6,000 人	総合防災訓練に参加した 地域住民の数

③ 耐震化の推進

[現状と課題]

- 住宅の密集している地区の対象建築物の所有者を臨戸訪問し、耐震診断の必要性について説明しました。また、防災訓練時に、診断・設計・改修の必要性と補助制度の啓発を行い、耐震化を推進しましたが、大きな災害から時間の経過とともに防災意識が低くなっていくことから、普段から市民に関心を持ってもらうことが課題となっています。

[施策の方向]

- 民間の戸建木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助するとともに、積極的に事業を行うことで普及啓発を図ります。継続して臨戸訪問を行い、建築物の安全性に対する市民の意識向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止対策など安全な住まいの普及に努め、地震発生時における住宅の倒壊や家具の転倒防止などによる被害防止対策を図ります。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
民間住宅の耐震診断 実施率	13.5%	15.0%	対象住宅のうち耐震診断を 実施した住宅の割合

④ 交通安全・防犯対策の推進

[現状と課題]

- 交通安全施設について、南甲府警察署や交通安全協会と連携し、カーブミラーやガードレールなどの整備を実施しました。特に、通学路の交通危険個所については、各学校からの情報・要望をもとに、現場の状況を精査し効果的な施設整備を行っています。今後も継続して交通危険個所の解消に努めるとともに、交通安全施設の老朽化対策にも取り組む必要があります。
- 交通安全意識の高揚について、市内各学校において、集団登校の新班長や新1年生に対し、交通安全教室を行っています。また、市専門交通指導員が学校や児童館において交通安全教育を実施しています。地域の人々による登下校時の見守り活動が学校ごとにありますが、地域差があるため、より多くの市民に関心を持ってもらう必要があります。
- 1年を通じて市職員による青色防犯パトロールを市内全域で実施しています。また、必要に応じて警察と連携し、パトロールを依頼するなど行っています。今後も継続して、地域や警察などと連携しながら安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

[施策の方向]

- 警察・関係団体などと連携して交通安全施設の整備を進め、死角のないまちづくりを推進します。通学路の交通危険個所や老朽化した交通設備の調査・把握を行い、その管理を一元化することにより効率的・効果的に危険個所の解消に努めます。犯罪防止について、街路灯や防犯灯などの防犯設備の更なる整備に努めるとともに、自治会防犯灯については、補助金を交付し、LED化を推進します。
- 子どもや高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、市内主要道路での街頭指導などの交通安全に関する啓発活動や、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通危険個所について、自治会、学校、警察などと連携して、適正な交通規制の導入を検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
市内交通事故 発生件数	162 件	145 件	南甲府警察署集計資料による市内交通事故年間(1月～12月)発生件数

基本政策 5 市民参加による協働のまちづくり

基本施策 1 市民が主役のまちづくり

[施策体系]

- ①住民参加のまちづくり
- ②男女共同参画社会の推進

① 住民参加のまちづくり

[現状と課題]

- 市民との情報の共有や意見交換の場として、タウンミーティングを開催していますが、参加者が少ない傾向にあります。
- 地域課題の解決に向けて、地域と行政が連携しながら、市民の自治意識を高めていくとともに、主体的な自治活動が行える地域づくりを進めていく必要があります。
- 市の情報発信は、広報紙と市ホームページが主となっており、手段が限定されています。市民一人ひとりに情報が効率よくタイムリーに伝わる方法を検討する必要があります。

[施策の方向]

- タウンミーティングのテーマ選定や開催方法を見直し、双方向での情報の共有化を進め、市民との協働による自治体運営に取り組みます。
- 市民自らが自治意識を持ち、主体的に自治活動が行えるような情報を提供するとともに、自治会の活性化を図る活動に対して、引き続き支援をしていきます。
- 市ホームページのリニューアルや SNS の活用など、市の情報発信能力を強化し、市民に効率よく情報を伝える手段の導入を進めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
審議会・委員会への 公募委員の登用率	30.4%	25.0%	総委員数に占める 公募委員の割合 今後において 25.0% 以上 を維持する

② 男女共同参画社会の推進

[現状と課題]

- 男女共同参画社会への意識啓発については、それぞれの意識として浸透しつつありますが、委員の登用など慣例的なものを変革させるまでには至っていません。平成28年度の審議会や委員会への女性委員の登用率は23.8%で横ばいの状況が続いています。自治会役員については、慣例的に行われている場合が多く、地域的に差異が見られます。個人への啓発だけでなく、自治会や企業といった社会組織に対しての働きかけも必要となっています。

[施策の方向]

- 男女共同参画に関する講座や学習会の開催を通じて、意識啓発・教育を推進します。また、講座や学習会への参加者等に対して、各種審議会・委員会への女性委員の登用を進め、男女の性別を問わず、住民の意見を積極的にまちづくりに反映させます。企業・自治会などとの連携を強化し、女性が働きやすい職場の実現や男性の育児休暇の取得促進、地域における固定的な性別による役割分担の改善を図り、お互いの能力や個性を尊重し、男女が共に協力して地域づくりに参加できるように取り組みます。

指標名	平成28年度 実績値	平成34年度 目標値	指標の定義
審議会・委員会への 女性委員の登用率	23.8%	30.0%	総委員数に占める 女性委員の割合

[施策体系]

- ①多文化共生施策の推進
- ②国際交流の推進

① 多文化共生施策の推進

[現状と課題]

- 市では、市国際交流協会と連携して、広報紙の記事から特に外国籍住民に有用な部分をピックアップし、ポルトガル語に翻訳編集した「まなか (MANAKA)」を毎月発行・配布しています。また、市役所内の案内板を4か国語で表記するなど、情報の多言語化に取り組んできました。しかし、日本語に不慣れな外国籍住民に対し、行政情報や災害時緊急情報などを正確かつタイムリーに伝えることが依然難しい状況にあり、多言語化による情報発信が必要となっています。また、多言語対応とともに、「やさしい日本語」による情報発信を心掛けることも必要となっています。
- 市では、これまで市国際協会と協力して、日本語が分からず生活に不自由している外国籍住民を対象に必要な最低限の日本語の読み書きや会話が出来るよう日本語教室を開講してきました。また、異文化交流の場として、フレンドシップちゅうおうを開催し、多くの外国籍住民との交流を行っています。外国籍住民との多文化共生をより進めるためには、関係団体と連携しながら、日本語や日本文化の学習について支援を行う必要があります。また、外国籍住民の自治会への受け入れなど、地域に溶け込めるようなサポート体制の整備も必要となっています。

[施策の方向]

- ポルトガル語や英語を中心に、行政情報の多言語化を推進します。また、広報紙や市ホームページなどにおいては、生活情報や災害・緊急時の情報について多言語化や平易な表現を用いた日本語による情報を提供していきます。市国際交流協会で行う日本語教室やフレンドシップちゅうおう、日本の文化や生活習慣を紹介する講座を引き続き支援します。
- 外国籍の児童・生徒への学習支援の強化を検討します。多文化共生について理解と協力が得られるよう、意識啓発のための学習会を開催します。外国籍住民の自治会への加入を促します。行政機関や学校、市国際交流協会、NPOなどと連携を図り、国際交流のネットワークを強化します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
フレンドシップちゅうおうへの参加者数	100 人	150 人	フレンドシップちゅうおうへの参加者数

② 国際交流の推進

[現状と課題]

- 本市は中華人民共和国四川省の都江堰市（とこうえんし）と友好都市として提携を結び、相互交流と協力関係を築いています。今後も豊かな人間性と国際意識を備えた人材を育成するために、友好都市を中心に各国とのさまざまな分野における交流事業の推進が求められています。
- 市国際交流協会では、発足当初から市民の国際的意識の啓発に努めてきました。しかしながら、近年は会員数が減少傾向にあり、日本語教室においても講師数が不足している状況です。今後は協会の活動内容を含めた周知を行い、会員数の増加を図ることが必要になっています。

[施策の方向]

- 友好都市である四川省都江堰市との友好親善を図る中で、市内の中学校と都江堰市の中学校との学校間交流を検討します。また、中学生を対象に海外語学研修を実施し、国際感覚を備えた人材の育成を図ります。
- 市国際交流協会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、国際交流イベントや学習会などを積極的に開催し、市民の国際的な意識啓発に努めます。また、市国際交流協会の活動を広く PR し、その趣旨を理解してもらうことで、会員数の増加を図ります。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
市国際交流協会の 会員数	41 人	60 人	市国際交流協会の会員数

[施策体系]

- ①行政運営の効率化
- ②職員の意識改革・能力向上
- ③財政運営の健全化
- ④民間活力の活用
- ⑤市民サービスの充実と効率化
- ⑥電子自治体の推進

① 行政運営の効率化

[現状と課題]

- 市民アンケートによると、「行財政改革の推進」は重要度が高いものの、満足度は決して高くない結果となりました。今後、庁舎統合をはじめとする大型事業が計画されており、本市の財政はより一層厳しさを増していくことが予測されるため、行財政改革を推進し、市民の期待に応じていく必要があります。
- 職員数の適正化については、中央市定員適正化計画に基づき、事務事業や組織の見直しなどを行い、職員の適正配置を行うと同時に、計画的な職員採用を行った結果改善され、成果が表れています。今後は、各課の業務量増大に対応し、限られた職員数で安定した業務運営や市民サービスの向上を図るため、更なる適正化を図る必要があります。
- 公共施設の多くが完成後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。それにより、大規模改修や建て替えによる多額の費用が予測されており、市民サービスや経済性・効率性を勘案した公共施設の体系的な見直しが必要となっています。

[施策の方向]

- これまでの実績を踏まえて策定した第 3 次中央市行財政改革大綱・実施計画に基づき、計画的に行財政改革に取り組みます。また、年度ごとに進捗状況を検証し、その結果を公表するなど、目標達成に向けて取り組みます。
- 地方分権の進展による業務量の増大を考慮しつつ、事務事業の改善と見直しを行い、職員数の更なる適正化を進めます。
- 中央市公共施設等総合管理計画及び公共施設第 1 期実施計画に基づき、具体的な施設の維持更新や統廃合などの方向性を決定します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
行財政改革大綱・実施計画の目標達成割合	84.3%	100.0%	行財政改革大綱・実施計画に定められた項目のうち目標を達成した割合

② 職員の意識改革・能力向上

[現状と課題]

- 中央市人材育成基本方針に基づき、毎年一人ひとつ以上の研修の受講を目標に取り組んでいます。その結果、積極的にスキルアップを図ろうとする職員が増えています。現状では、業務量が多く研修に参加できない職員がおり、課題となっています。また、継続して県との人事交流を実施しており、派遣された職員はそれぞれが資質向上に努め、派遣終了後は得た知識や経験を業務に活かしています。民間企業への職員派遣も検討していますが、現状では難しく実現に至っていません。
- 同方針に基づき、職員の専門性の強化を図っており、職員の資格取得によるキャリア形成を行うとともに、専門職員の採用も行っています。技術専門職については採用試験を実施していますが、受験者が少なく採用に至っていない状況です。
- 成果に応じた人事評価制度を本格実施することにより、職員一人ひとりが目標設定を行い、チャレンジ精神や積極性を引き出す人材育成の推進が求められています。

[施策の方向]

- 多様化する行政課題に対して、果敢にチャレンジする職員を育成するとともに、意識改革と能力開発に積極的に取り組みます。また、他自治体や民間企業との職員交流を実施し、広い視野を持った人材の育成に努めます。
- 職種別などの区分に応じた複線型人事制度の導入を検討し、エキスパート（専門職）としてのキャリアを可能にするなど、職員の専門性の強化を図ります。また、資格などを必要とする専門職員の採用を計画的に実施します。
- 業務評価と能力・態度評価により、人事管理の基礎として勤勉手当への反映や人事異動等任用への活用や昇任・昇格に活用し、より効率的な人材育成に取り組みます。

③ 財政運営の健全化

[現状と課題]

- 事業の成果や達成状況の見える化、事業の整理統合といった効率化を図るために、行政評価制度（事務事業評価）を導入してきましたが、庁内における内部評価から外部評価制度に切り替えたことで客観性が生まれ、市民目線による評価制度となりました。今後においても、市民参加や市民目線による評価が必要となっています。
- 歳入面では市税収入の伸び悩みや地方交付税の段階的な縮減などにより、財源確保が困難となる一方で、歳出面では地方分権に伴う業務量の増加や住民ニーズの多様化に加え、庁舎整備に代表される大型事業の展開により、本市の財政状況は年々厳しさを増しています。更に、今後も社会保障関連経費の増大が見込まれ、全体的な歳出抑制が困難となっています。
- 起債については、充当率や地方交付税措置において特に有利となる合併特例債を優先して活用し、一般財源の負担軽減に努めたほか、計画的な事業執行や市債充当事業の精査により起債発行額の抑制に努め、平成 27 年度は公債費負担比率が 12.9% となるなど、着実に成果を上げることが出来ました。合併から 10 年が経過して、普通交付税の算定において適用されていた合併算定替が縮減・終了となること、また、合併 15 年で合併特例債が発行期限を迎えることなどにより代替となる財源の確保が今後の重要な課題となっています。
- 歴史的な超低金利情勢において、本市が保有する基金から得られる運用益は極めて低調となっています。基金については、その一部を国債や政府保証債などの債券による運用を行うことを想定し、債券や金融市場の動向について職員の知識習得に努めてきましたが、運用開始に向けては、より一層の知識習得や運用ルールの策定、運用可能額の見極めなど検討を進めていく必要があります。基金をより安全かつ有利な方法で保管・運用するため、対象とする債券の種類や投資期間・条件などを定めた運用ルールの策定が必要となります。また、職員の知識習得および運用ノウハウの蓄積、将来の財政需要を見据えた運用可能額の見極めが必要です。

[施策の方向]

- 事務事業の必要性や費用対効果を検証するため、行政内部及び外部の視点から評価を行い、業務の改善を図るとともに、評価結果を公表します。
- 統一的な基準による財務4表や健全化判断比率及び資金不足比率や市の財産、借入金の状況などを表す財務関連資料について、広報紙や市ホームページにより公表し、財政の透明化や適正化を図るとともに、図やイラストを盛り込んだ読みやすい財務資料を作成します。
- 大型事業が今後短期間に集中することから、起債にあたっては、地方交付税措置のある有利な起債の活用を基本とし、一般財源の負担軽減に努めるとともに、発行額の抑制に努めます。また、公債費負担が財政運営を圧迫することがないように、事業の見直しや発行時期の平準化などに取り組みます。また、税などの滞納対策を強化し、徴収率の向上に努めます。自主財源の確保について、市の資産を広告媒体として活用するとともに、ネーミングライツなど新たな自主財源の獲得方法についても検討します。
- 基金について、より確実で有利な方法で保管・運用することで、自主財源の確保に努めます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
市税徴収率（現年度分）	99.1%	99.5%	市民税・固定資産税などの徴収率
市税徴収率（過年度分）	23.5%	23.6%	市民税・固定資産税などの徴収率

④ 民間活力の活用

[現状と課題]

- 市民アンケートによると、「公共サービスの担い手を、市民・企業・民間団体などに積極的に広げていくことが望ましい」といった回答が7割を超える結果となりました。本市では公共施設の管理・運営に関して、効率的で市民サービスの向上につながるような民間活力の活用が求められています。

[施策の方向]

- 指定管理者制度を導入している施設に対して、適切なサービスが提供されているかモニタリングを実施し、市民へのサービス向上や運営経費の更なる削減に取り組みます。また、指定管理者を導入していない公共施設については、中央市公共施設等総合管理計画に基づき、民間活力導入の可否について引き続き検討を進めます。また、導入が可能な業務について、アウトソーシングを検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
指定管理者制度導入 施設に対する満足度	75.7%	85.0%	利用者アンケート による調査



⑤ 市民サービスの充実と効率化

[現状と課題]

- 窓口における待ち時間の短縮やワンストップ化、外国籍住民への通訳の導入など、市民の誰もが利用しやすい窓口サービスの充実が求められています。

[施策の方向]

- 窓口事務においては職員の適正な配置を行うとともに、障がい者や高齢者・子ども連れなど誰もが利用しやすい窓口サービスの環境づくりに努めます。外国籍住民のためのポルトガル語や英語などの表記と、通訳による行政サービスの説明や案内を行い、充実した窓口サービスに取り組みます。また、窓口業務のオンライン化やワンストップ化、待ち時間の短縮に向けて取り組みます。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
窓口アンケート の満足度	96.0%	98.0%	各庁舎窓口アンケート による調査



⑥ 電子自治体の推進

[現状と課題]

- 本市では、平成 29 年 3 月に証明書発行の自動交付機を廃止し、コンビニ交付サービスに移行しました。証明書のコンビニ交付サービスの利用促進を図るためには、マイナンバーカードを取得してもらうための普及活動が必要です。また、マイナンバーカードの多目的利用については、既存のカードの仕組みをマイナンバーカードに追加することで、効率的な利用が可能となります。
- 現在、税の納付書による現金納付や口座振替、コンビニ納付などが可能となっています。徴収率の向上や市民にとっての利便性の向上を図ることから、新たな納付方法の検討が必要です。今後、マイナンバーカードの普及状況により、マイナポータルによる電子決済なども視野に入れての検討が必要になっています。
- マイナンバーカードの普及促進については、国においても様々な方法を検討しており、その動向により変更が生じる可能性もあります。また、電子申請については、市町村が行う業務としてメリットが少ないと感じられる手続きも多く、件数も伸び悩んでいる状況です。今後は子育てワンストップの導入など、より市民にとって便利なサービスを展開していくことが必要になります。

[施策の方向]

- 行政手続きの負担軽減を図るため、マイナンバーカードの普及を推進します。また、マイナンバーカードの多目的利用を検討し、カードの利便性の向上に努めます。
- 選択肢を増やし、納めやすい環境を提供するため、現在の現金納付や口座振替、コンビニ納付に加え、新たな納付方法を検討します。
- 積極的な情報化を推進し、電子的な情報連携による事務事業の効率化を図ります。また、情報システムを活用し、効率的かつ良質な行政サービスの提供に努めます。情報機器や各種システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングなどの新技術の動向や共同化について検証し、セキュリティの確保と経費節減につながるシステムの導入を検討します。

指標名	平成 28 年度 実績値	平成 34 年度 目標値	指標の定義
マイナンバーカード 交付件数	2,961 件	6,000 件	マイナンバーカードの 交付件数 (累計)

第2次中央市長期総合計画

資料編

中央政第3-81号
平成29年3月23日

中央市総合計画審議会
会 長 様

中央市長 田 中 久 雄

第2次中央市長期総合計画（案）について（諮問）

平成20年3月に策定した第1次中央市長期総合計画について、計画期間の最終年度を迎え、平成30年度から平成39年度までの総合的なまちづくりのあり方を示す第2次中央市長期総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたいので、中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。

中 総 審 第 1 号
平成30年3月8日

中央市長 田 中 久 雄 様

中央市総合計画審議会
会長 安 達 義 通

第2次中央市長期総合計画（案）について（答申）

平成29年3月23日付け中央政第3-81号で諮問のありました第2次中央市長期総合計画(案)について、別冊のとおり第2次中央市長期総合計画(案)を策定しましたので答申します。

この計画案は、策定に至るまでの審議の過程において出た多くの意見や提案を盛り込みながら、審議会において慎重に検討を重ね、取りまとめたものです。

本計画案の趣旨を十分に尊重され、「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、最善を尽くされるよう要望します。

○中央市総合計画策定条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向並びに市民との協働によるまちづくりについての基本的な指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 市政の最高理念であり、市が目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方針を示すものをいう。

(3) 基本計画 前号に掲げる基本構想に基づき、これを実現するための施策の基本的な方向及びその体系を示す基本的な指針として定めるものをいう。

(4) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき、これを計画的に実行するための施策の具体的な指針として定めるものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、中央市総合計画審議会条例（平成 18 年中央市条例第 30 号）第 1 条に規定する中央市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条の規定による手続きを経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本構想、基本計画及び実施計画は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

○中央市総合計画審議会条例

平成 18 年 2 月 20 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議については、第 6 条の規定を準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平 19 条例 1・平 26 条例 2・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附則（平成 19 年条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第2次中央市総合計画審議会委員名簿

(敬称略、50音順)

No.	審議会の職	所属	役職	氏名	委員区分
1	会長	山梨県立大学国際政策学部	総合政策学科准教授	安達 義通	識見を有する者
2		中央市消防団	団長	有泉 利彦	識見を有する者
3		中央市社会福祉協議会	在宅福祉課長	飯室 孝子	関係行政機関の役職員
4		中央市自治会長会	副会長	井口 俊和	地域を代表する者
5		中央市議会	副議長	井口 貢	市議会議員
6		中央市商工会	会長	浦田 勉	関係行政機関の役職員
7		中央市自治会長会	副会長	大沼 芳樹	地域を代表する者
8		公募委員	—	大村 正明	地域を代表する者
9		中央市議会	議長	河西 茂	市議会議員
10		協同組合山梨県流通センター	理事長	栗山 直樹	識見を有する者
11		中央市議会	総務教育常任委員長	小池 章治	市議会議員
12		ことぶきクラブ連合会	会長	後藤 正興	識見を有する者
13		公募委員	—	櫻井 久忠	地域を代表する者
14		中央市農業委員会	会長	佐々木 一	識見を有する者
15		公募委員	—	塩澤 良雄	地域を代表する者
16	副会長	中央市自治会長会	会長	新海 一芳	地域を代表する者
17		中央市愛育会	代表	鷹野 利美	識見を有する者
18		中央市議会	産業土木常任委員長	田中 一臣	市議会議員
19		中央市議会	厚生常任委員長	田中 輝美	市議会議員
20		中央市立学校校長会	代表	田中 伴泰	識見を有する者
21		中央市民生委員児童委員	主任児童委員	田中三枝子	識見を有する者
22		中央市PTA連絡協議会	代表(H29.6～)	萩原 神男	識見を有する者
23		公募委員	—	林 兵仁郎	地域を代表する者
24		中央市PTA連絡協議会	代表(H29.3～H29.5)	横澤 英俊	識見を有する者

第2次中央市長期総合計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
平成 29 年1月 10 日	第1回総合計画策定本部の開催	計画策定方針、市民アンケート内容の説明
平成 29 年1月 18 日	市民アンケート調査開始	無作為抽出2,000人を対象に郵送
平成 29 年2月 1 日	審議会公募委員の募集開始	審議会委員定員30人のうち9人を募集
平成 29 年2月 6 日	市民アンケート調査終了	回収率49.3% (回収数973人)
平成 29 年2月 15 日	審議会公募委員の募集終了	4人の応募
平成 29 年3月 23 日	第1回総合計画審議会の開催	委員委嘱、諮問 計画策定方針および策定スケジュールの説明
平成 29 年5月 2 日	第2回総合計画策定本部の開催	第2回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年6月 1 日	第2回総合計画審議会の開催	市民アンケート結果報告、データでみる市の現状説明
平成 29 年7月 25 日	第3回総合計画策定本部の開催	第3回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年8月 3 日	第3回総合計画審議会の開催	基本構想(素案)審議
平成 29 年 10 月 11 日	第4回総合計画策定本部の開催	第4回総合計画審議会における内容説明
平成 29 年 10 月 26 日	第4回総合計画審議会の開催	基本構想(素案)審議、基本計画(素案)審議
平成 29 年 12 月 5 日	12月市議会定例会に提案	議決案件として基本構想(案)を提案
平成 29 年 12 月 19 日	12月市議会定例会にて議決	基本構想(案)を可決
平成 29 年 12 月 21 日	第5回総合計画審議会の開催	基本計画(素案)審議
平成 30 年2月 1 日	パブリックコメント実施	市ホームページ、各庁舎窓口にて意見募集
平成 30 年2月 20 日	パブリックコメント終了	
平成 30 年3月 8 日	総合計画審議会答申	前期基本計画(案)の確定 答申
平成 30 年3月 14 日	3月市議会定例会に報告	第2次中央市長期総合計画を報告

第 2 次中央市長期総合計画

発行日 平成 30 年 3 月

発 行 中央市

〒 409-3892

山梨県中央市白井阿原 301-1

TEL 055-274-1111 (代表)

FAX 055-274-7130

URL www.city.chuo.yamanashi.jp



緑は「大地と青葉」、橙は「太陽」、青は「空と清流」をイメージし、恵まれた自然を表し、中央市の「中」の文字を基調に「実り豊かな生活文化都市」を象徴的に表現しました。



市の木 桜



市の花 れんげ草



市の鳥 しらさぎ